JOSHRC

2006 8

安全センター情報

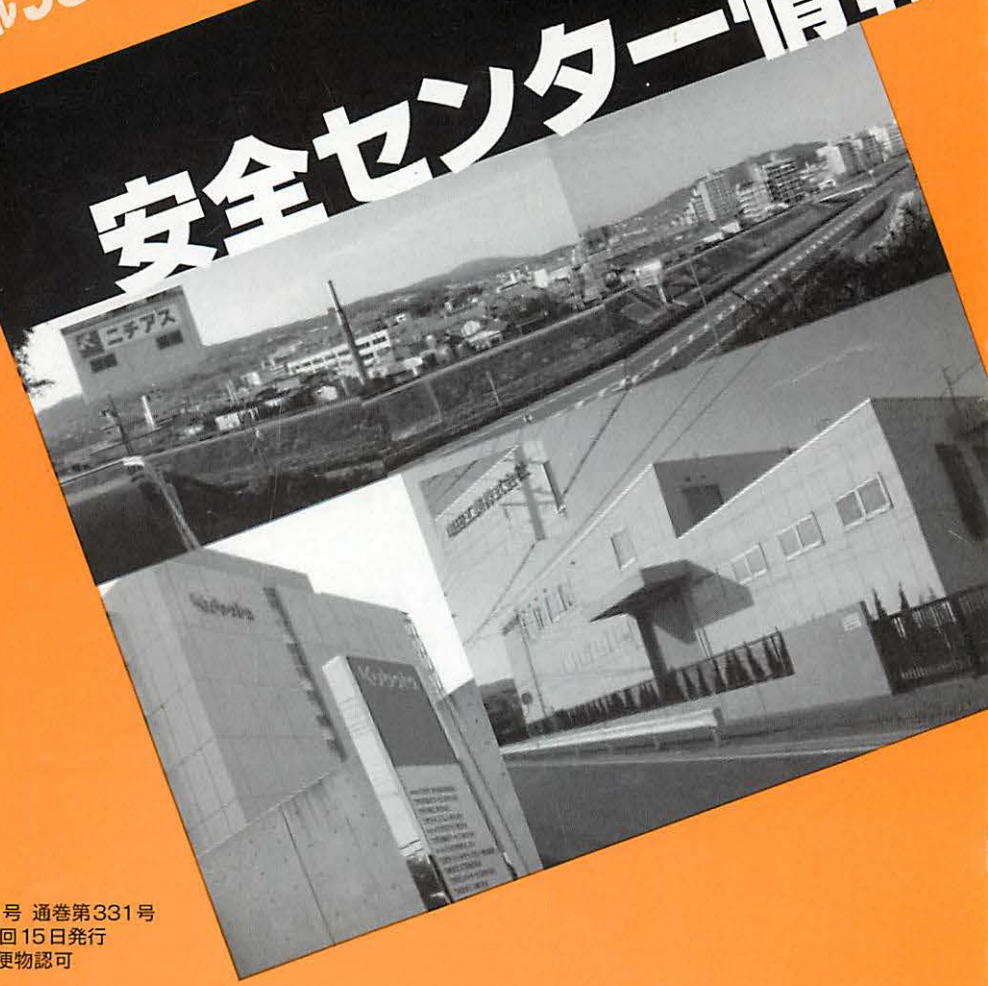

安全センター情報2006年8月号 通巻第331号
2006年7月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集／労働安全衛生をめぐる状況

写真：アスベスト公害―住民被害は尼崎・クボタだけではない

全国労働安全衛生センター連絡会議

第17回総会は 9.23-24 香川

全国安全センターの第17回総会は、2006年9月23日(土)午後～24日(日)12:00、香川県高松市の「讃岐会館・ルポール讃岐」で開催いたします。

一日目(9月23日13:30～16:30)は、アスベスト被害から県民を守る会主催の「アスベスト被害から県民を守る講演会」。二日目(9月24日午前)に通常の総会議事を行う予定で準備を進めています。また、昨年の沖縄総会時と同じく、一日目(9月23日)午前には、アスベスト健康被害相談会も実施する予定です(相談会から対応いただける方は前泊等お願いいたします)。

日時: 2006年9月23日(土) 13:30～9月24日(日) 12:00
会場: 讃岐会館・ルポール讃岐 大ホール
〒760-0008 香川県高松市中野町23-23 TEL 087-831-3330
(http://www.chikyosai.or.jp/sanuki-kaikan/)

宿泊: 讃岐会館・ルポール讃岐 (会場と同じ)
参加費: 15,000円(資料代・宿泊費・食費込み)
宿泊なしの総会参加や追加泊については、別途お問い合わせ下さい。
23日午後の「アスベスト被害から県民を守る講演会」はどなたでもご参加いただけます。

■高松駅から車で10分
■栗林公園北口から徒歩1分
■高松空港から車で30分
■県庁から徒歩5分

讃岐会館 (ルポール讃岐) 地図

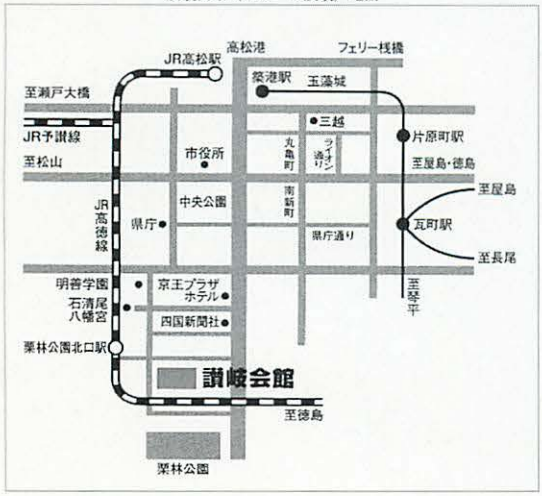

高松市の中央に位置する讃岐会館は、交通の便が良く、ビジネスに、観光に、家族旅行に、すべてにご満足いただけます。

特別名勝「栗林公園」は、徒歩1分のところにあり、四季折々の花や風情を楽しみながらの散策がお薦めです。

また、香川県といえば、やはり"さぬきうどん"

各うどん店独自の製法とこだわりから生まれた、本場の手打ちうどんは、独特のコシと艶が特徴です。県内に約900軒あるうどん店での、自慢のだしや喉ごしを味わう「さぬきうどん巡り」をご家族やグループで、是非、お楽しみください。

安全センター情報2006年8月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第331号　2006年7月15日発行］

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2005年→2006年

1　労働災害・職業病の統計データ …… 2
2　労働災害・職業病の発生状況等 …… 5
3　労働安全衛生対策 …… 6
4　労災補償対策 …… 9

統計資料 …… 10

2005年度労働基準行政関係通達 …… 44

安全センター情報2005年度目次 …… 63

全国安全センター規約・規定 …… 69

全国安全センター第17回総会議案

第1号議案　**活動報告と方針案** …… 53
第2号議案　**2005年度収支決算案** …… 59
第3号議案　**2006年度収支予算案** …… 61
第4号議案　**2006年度役員体制案** …… 62

表紙写真／アスベスト公害―住民被害は尼崎・クボタだけではない（クボタ尼崎、ニチアス王子、竜田工業斑鳩町の写真）

労働安全衛生をめぐる状況
2005年→2006年

1. 労働災害・職業病の統計データ

わが国の労働災害・職業病の統計データには、いくつかの種類があるが、どれだけ種類があって、各々どのような意味をもつものなのかは、必ずしも明らかにされてはいない。

そのようななかで、本誌は、可能な限りのデータの入手・公表・評価を行ってきた点で、わが国で唯一の先駆け的な役割を果たしていると自負している。

● **労働災害の総件数**

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない(労働安全衛生法施行規則第97条)。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータが公表されたことはない。おそらくは、厚生労働省自身、「休業3日以内」の労働災害がきちんと届け出られていると考えていないのであろう。

労働者死傷病報告書は、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や退(離)職後、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介してきた(表1参照)が、それを意識したのか、「安全の指標」(後述)が平成11(1999)年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになった。ただし、ここで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。業務災害のみの数字は、廃止されてしまった「労災保険労働災害統計年報」でも使われていたが、「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、平成12(2000)年度版からのことである。

これらの数字は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給年度で集計した数字である。2004年度の労災保険新規受給者は、業務災害551,089人(91.3%)、通勤災害52,395人(0.7%)、合計603,484人(100%)である。

その発生年度別内訳は、2004年度462,951人(76.7%)、2003年度135,513人(22.5%)、2002年度2,905人(0.5%)、2001年度869人(0.1%)、2000年度334人(0.1%)、1999年度以前912人(0.1%)、となっている。(平成16年度版労災保険事業年報)

2000年度に発生した労働災害(業務災害と通勤災害の合計)に係る労災保険給付支払状況をたどると(平成12～16年度版労災保険事業年報)、2000年度462,982件(76.2%)、2001年度140,824件(23.2%)、2002年度3,079件(0.5%)、2003年度750件(0.1%)、2004年度334件(0.1%)、ここまでの合計は607,969件になる(平成17年度版以降の「労災保険事業統計年報」では、発生年度が平成13(2001)年以前という項目に含まれてしまうことになると思われる)。ちなみにこの数字は、2000年度の新規受給者数603,101件よりも0.8%ほど多い。

● **死亡災害**

死亡者数は、全国安全週間（7月1-7日）に間に合わせて、前年の数字を公表している「安全の指標」（5月末頃発行、中央労働災害防止計画）の数字が最も一般に使われているものだろう。最近は、それ以前に、厚生労働省が発表する前年の「死亡災害発生状況」が、ホームページ（報道発表資料）に掲載されるようになっている。

出所は、厚生労働省発表は、「死亡災害報告より作成」とされ、「安全の指標」では、平成12年度版までは「死亡災害報告」、13年度版からは「安全課調べ」に変わっているが、同じ数字を載せている「労働基準監督年報」や安全衛生情報センターホームページの「災害速報」の出所は、「死亡災害報告」のままで、すべて同じ数字である。

これによると、2004年の死亡者数は1,620人（暦年・業務災害）であるが、2004年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払は3,322件と倍以上になっている。後者の3,322件の内訳は、業務災害2,968件（89.3%）、通勤災害354件（10.7%）であり、発生年度別では、2004年度1,148件（34.6%）、2003年907件（27.3%）、2002年度234件（7.0%）、2001年度98件（3.0%）、2000年度45件（1.4%）、1999年度以前890件（26.8%）、という内訳である。（平成16年度版労災保険事業年報）

一方、死亡災害報告による2000年の業務災害死亡者数は1,889人であるが、2000年度に発生した業務災害に係る労災保険葬祭料支払状況をたどると（平成12～16年度版労災保険事業年報）、2000年度1,035件（50.6%）、2001年度687件（33.6%）、2002年度181件（8.9%）、2003年度102件（5.0%）、2004年度40件（2.0%）、ここまでの合計2,045件で、死亡災害報告による1,889人よりも多い。（平成17年度版以降では、発生年度が平成12（2000）年以前という項目に含まれてしまうことになる。）

このように5年度分の「労災保険事業年報」をたどった合計数と死亡災害報告数との差が、どこからくるのか、解明しておくにこしたことはなかろう。

厚生労働省のホームページ（報道発表資料）では、平成16（2004）年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。

「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故」のこと。この数字は本誌では紹介していないのだが、1968年の480件を最高に、その後減少傾向を示していたが、1985年移行増加傾向がみられている重要な指標である。全体では、2005年は265件で、前年の274件から微減している。

● 休業4日以上の死傷災害

厚生労働省のホームページ（統計調査結果）に、平成17（2005）年以降分の「労働災害発生状況」統計が掲載されるようになった。これは、「死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）、死亡災害及び重大災害（一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故）を把握して、労働安全衛生行政の基礎資料とする」とされている。前述の「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」も、このなかに含まれている。

ここに示されている「死傷災害（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）より作成」と説明されている。

「労働基準監督年報」も、同じ説明書きで、同じ数字を掲載している。「安全の指標」の「休業4日以上の死傷者数」の出所は「労災保険給付データ」とだけ記載されているが、確定分については上記と同じ数値である。

一方、最近の「労働基準監督年報」は、別の暦年「死傷災害発生状況（休業4日以上）」データも掲載するようになっている。何の説明書きもなしに示されているのだが、これは、安全衛生情報センターホームページ（労働災害発生状況・速報）が公表するようになった、「労働者死傷病報告」による暦年データと同じものであることがわかっている。

休業4日以上の死傷者数については、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」によるものと、「労働者死傷病報告」（だけ）によるものと、異なるふたつの数字が存在しているわけである。

1999年分以降、双方のデータが、安全衛生情報センターホームページで入手可能になっている（次頁表参照）。事業主が労働者死傷病報告書を届け出ている件数の方が、毎年6千～1万2千件も多い

という状況は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しており、解明が必要であると考える。

同様に、前述の「死亡災害報告」、「重大災害報告」の事例でも、労災保険給付を受けていないものがあるのではないかと懸念される。

前出の「労働災害発生状況」統計が、「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」については両報告により作成したものを掲載し、「死傷災害発生状況」については、あえて労働者死傷病報告は、「労災非適」事業についてのみ採用して、「労災適用」事業については労災保険給付データの方を採用している理由は説明されていない。労災保険給付データの方には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得るが、それらの取り扱いがどうなっているかも明示されてはいない(が、業務災害分についてのみと思われる)。

「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による2005年の休業4日以上の死傷災害120,354件の業種別内訳は、製造業30,054件(25.0%)、建設業27,193(22.6%)、運送業15,484件(12.9%)、林業2,171件(1.8%)、鉱業581件(0.5%)、その他44,891件(37.3%)。

労働者死傷病報告による2005年の休業4日以上の死傷災害133,050件の業種別内訳は、製造業36,694件(27.6%)、建設業22,869(17.2%)、運送業18,887件(14.2%)、農林業3,313件(2.5%)、鉱業355件(0.3%)、その他50,932件(38.3%)。

業種別でみると、建設業と鉱業で、労働者死傷病報告による数字の方が労災保険給付データを上回っており、両業種では全体とは逆に、「労災隠し」=労働者死傷病報告の未届の問題が懸念される。

● 業務上疾病

厚生労働省のホームページ(統計調査結果)に、平成16(2004)年以降分の「業務上疾病発生状況等調査」統計が掲載されるようになっている。これは、「業務上疾病の発生状況、定期健康診断による有所見者数等を把握して、労働衛生行政の基礎資料とする」とされ、「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」、「特殊健康診断実施状況(対象作業別)」、「じん肺健康管理実施状況(業種別)」、「定期健康診断実施結果(業種別)」からなっている。

休業4日以上の死傷者数			
	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による	両者の差
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	131,563	122,804	8,759
2005	133,050	120,354	12,696

このうちの「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもの」であるが、出所を「業務上疾病調」と記載した、一般に使われている、全国労働衛生週間に合わせて発行されている「労働衛生のしおり」(7月末頃、中央労働災害防止協会)掲載ののと同じものである。後掲の表4～6においては、これを「公表」件数として紹介している。

一方、しばらく前から、安全衛生情報センターホームページが、労働者死傷病報告書による業務上疾病発生状況の1999年分以降の暦年(発生年)データを掲載するようになっており、表4～6においては、これを「届出」件数として紹介している。

両者を比較検討すると、「じん肺及びその合併症」や「振動障害」等、数字が一致しているものもあるが、一致しないものも少なくない。「腰痛」については、「非災害性」(第3号)として「届出」られた「腰痛」の相当数を「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振り替えて「公表」しているのではないかと推察できるのであるが、相違がある部分について、そのような「公表数値の操作?」がなぜ行われているのか、説明されたことはない。

全国安全センターは、業務上疾病の労災補償状況については、1999年度分以降について、情報公開法を使って、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させるようにしてきている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」

という集計表で、これは表8にまとめて紹介してある（表11で、2004年度分の都道府県別データも紹介。こちらは、都道府県労働局コード別の傷病性質コード別労災補償件数を打ち出した「業務上疾病新規支給決定件数集計表」によっている）。開示請求にあたっては、「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべてを含むこと」としているが、毎年開示されているのは、1～3頁の表記がある3枚の集計表のみである。

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2002	年度 2003	年度 2004
			負傷（負傷を伴わない事故を含む。）	133,643	133,401	130,166
		01	骨折	66,322	66,547	65,130
		02	切断	6,098	5,877	5,525
		03	関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む。）	16,591	17,138	16,842
		04	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。）	19,971	19,899	19,550
		05	創傷（切作、裂創、刺創及び挫滅創を含む。）	19,451	18,847	18,016
		06	外傷性の脊髄損傷	658	655	649
		07	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）	385	407	435
		08	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。）	3,040	2,900	2,999
		12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故（感電、溺水、窒息等）	1,127	1,131	1,020
一～九			業務上疾病合計（表8参照）	9,045	8,806	8,858
			合計	142,688	142,207	139,024

平成14年度分以降の集計表では、傷病性質コードで01～12が割り当てられている「負傷（負傷を伴わない事故（感電、溺水、窒息等）を含む）」のデータも掲載されるようになった。別掲のとおりであるが、これに表8に示した業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。労災保険給付を受けた休業4日以上の傷病数（死亡は含まれていない?）と考えるべきだと思われるのだが、すでに解説した休業4日以上の死傷災害に関するふたつのデータ（前頁表参照）と比べると、また数字が異なっていて、一層困惑させられる。

全国安全センターではまた、「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」（年度別、翌年12月付けで作成されている）を開示請求手続によらずに情報提供させ、また、厚生労働省図書館に納入させるようにもなっている。これには、第1～9号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。このもととなる調査は、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容も微妙に変化している。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」の数字は同じものであり、後掲の表4～6においては、「補償」件数として紹介している。

結局、業務上疾病（職業病）の統計データとしては、「補償」（年度）、「公表」、「届出」（暦年）という3種類の異なる数字が確認されていることになる。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

厚生労働省が発表した平成17年の死亡災害発生状況によると、2005年に労働災害により死亡した労働者数は1,514人で、前年比6.5%（106人）の減少。8年連続で2,000人を下回って、最低記録を更新している。

2005年の休業4日以上の死傷災害は120.354人。前年比2.0%（2,450人）の減少で、過去最低記録を更新した。

2006年度は、①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る、②労働災害総件数を20%以上減少させる、③じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る、ことを目標に掲げた第10次労働災害防止計画の4年目に当たる。

労災保険新規受給者数（業務災害+通勤災害）

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2004年度末		2004年度	2005年(暦年)			2004年(暦年)
製造業	17.6%	18.9%	28.0%	16.9%	21.1%	25.0%	24.7%
建設業	24.1%	9.7%	10.3%	32.8%	35.1%	22.6%	12.4%
運輸業	2.8%	5.0%	5.9%	19.0%	14.0%	12.9%	12.9%
鉱業	0.2%	0.1%	0.2%	1.1%	0.0%	0.5%	2.8%
林業	0.7%	0.2%	0.7%	3.1%	0.0%	1.8%	47.1%
その他	54.7%	66.1%	54.9%	27.1%	29.8%	37.3%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実数	26,275	48,552,436	603,484	1,514	265	120,354	8,226

は、2004年度は603,484人と、前年比1.6%(9,492人)の増加となった。

全般的には、労働災害発生件数の減少傾向が堅持されているようにもみえるが、「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条(報告等)違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件と増加。2002年は97件であったが、2003年は132件と激増。2004年は125件であった。

職業病の認定(補償)件数は、2004年度8,858件で前年比0.6%(52件)増加した。そのなかでも、顕著な増加傾向を持続しているのが職業がんであり(表4)、その増加がアスベストによる肺がん・中皮腫によるものであることは明らかである。災害性(負傷に起因する)腰痛等も増加傾向が見受けられる。また、労災認定基準の改正の効果も含めて、頸肩腕症候群等、脳・心臓疾患、精神障害等、じん肺合併肺がんも増加し続けてきたが、一部に認定が厳しくなりつつある可能性も見受けられるので注意が必要である。

各種統計の業種別内訳を、一覧にして別掲表に示しておく。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2004年の47.6%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、血中脂質検査、血糖検査、尿検査(糖)、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2003年8月に、5年に一度実施されている「平成14年労働者健康状況調査の概況」を発表している。何らかの「健康づくりの取り組み」を実施していると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%、と連続して上昇している。

労働者に対する調査では、普段の仕事で「身体が疲れる」労働者の割合が、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加。自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレス(以下「仕事でのストレス」という。)がある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」35.1%(前回46.2%)が高く、次いで「仕事の量の問題」32.3%(前回33.5%)となっている。 前々回→前回の傾向と前回→今回の傾向が逆転している項目も少なくないわけであるが、この調査では、残念ながらその原因を探れそうな設問はしていない。

なお、「平成15年技術革新と労働に関する実態調査」及び「平成16年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」等の統計表が、厚生労働省のホームページに掲載されている(http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou13)。

3. 労働安全衛生対策

労働安全衛生法、労災保険法、労働保険保険料徴収法、労働時間短縮促進法を一括して改正する法律(平成17年法律第108号)が、2005年11月2日に交付され、一部を除いて2006年4月1日から施行された。主な改正内容は、以下のとおり。

① 長時間労働者への医師による面接指導の実施
② 特殊健康診断結果の労働者への通知

③ 危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)及び必要な措置の実施
④ 認定事業者に対する計画届の免除
⑤ 安全管理者の資格要件の見直し
⑥ 安全衛生管理体制の強化
⑦ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
⑧ 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
⑨ 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
⑩ 有害物曝露作業報告の創設
⑪ 免許・技能講習制度の見直し
⑫ 複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を通勤災害保護制度の対象に追加
⑬ 有期事業に係るメリット制の調整幅の最高限度の拡大
⑭ 労働時間短縮促進法を労働時間設定改善法に改める

● **労働安全衛生法の改正**

このうち①～⑪が労働安全衛生法改正の主要ポイントであるが、これらに基づいて、指針等の創設・改正が相次いで行われた(括弧内は施行通達)。

① 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正(平成18年3月17日付け基発第0317007号)
② 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)に関する指針の策定(平成18年3月10日付け基発第0310001号)
③ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)に関する指針の策定(平成18年3月30日付け基発第0330004号)
④ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の見直し(平成18年3月17日付け基発第0317008号)
⑤ 労働者の心の健康の保持増進のための指針の見直し(平成18年3月31日付け基発第0331001号)
⑥ 健康診断結果等に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の改正(平成18年3月31日)
⑦ 国が行う化学物質等による健康障害防止に係るリスク評価実施要領の策定(平成18年5月11日付け基発第0511001号)

これ以外にも数多くの施行・留意通達等が発出されている。これほど重要な指針等の策定・見直しが一度に行われることはかつてないことであり、それらの内容の確認及び周知がきわめて重要である。厚生労働省もホームページに、「労働安全衛生法の改正について」のコーナーを設けて各種情報を提供しているが(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/)、本誌は、2006年5月号に重要なものをほぼ全て網羅し、活用しやすいかたちで紹介したつもりである。

現場でもっとも周知・活用を考えていただきたいことは、①リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査)及びその結果に基づき講ずる措置が、総括安全衛生管理者の業務及び安全・衛生委員会の調査審議事項として追加されるというかたちで、基本的にすべての事業場に義務づけられたこと②リスクアセスメント指針のなかで、「リスク低減措置の原則」が明記されたこと。及び、③①②を中核とするリスクマネジメント・アプローチを基軸としたものに労働安全衛生マネジメントシステム指針が改正されたこと、である。

とりわけ②—次に掲げる順位で、「合理的に実行可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより、『合理的に実現可能な程度に低い』(ALARP)レベルにまで適切にリスクを低減する」という「原則」が明示されたことが、重要である。

① 設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置(危険な作業の廃止・変更、より危険性・有害性の低い材料への代替、より安全な反応過程への変更、より安全な施工方法への変更等)
② 工学的対策
(①の措置により除去しきれなかったリスクに対し、ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等の措置を実施)
③ 管理対策
(①②の措置により除去しきれなかったリスクに対し、マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、警報の運用、二人組制の採用、教育訓

練、健康管理等の作業者等を管理することによる対策を実施）

④　個人用保護具の使用

（①～③の措置により除去されなかったリスクに対して、呼吸用保護具や保護衣等の使用を義務づける。この措置により、①～③の措置の代替を図ってはならない。）

「合理的に実行可能な限り高い優先順位のリスク低減措置」は、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム指針にしたがって、少なくとも一定期間ごとに見直されなければならない。

残念なのは、労働安全衛生マネジメントシステム指針が相変わらずPDCA「サイクル」図を採用していることで、これを意識的に「スパイラルアップ（らせん型上昇）」に変更して、「労災職業病の予防」ないし「リスクの低減」にとどまらずに、「継続的改善」という労働安全衛生の大目標（わが国の労働安全衛生法においても、「労働者の健康の保持増進」と「快適な職場環境の形成促進」というかたちですでに導入されているといえる）との結び付きをより鮮明にさせればさらによかった。

これらを、①使用者の義務・責任、②労働者及び労働者代表の権利、③労働安全衛生サービスの役割等と結び付ければ、われわれが主張してきた労働安全衛生のフレームワークそのものになる。

しかしながら、厚生労働省は、これらを労働安全衛生法制のメインストリームに位置づけるのではなく、現行法令を補足する「自主的な安全衛生活動促進のための指針」という位置づけしかしていない。今回の労働安全衛生法改正に関する厚生労働省のリーフレットや市販の解説書等でも、「リスク低減措置の原則」などはほとんど強調されていない。現場から、地域から、大いに宣伝・活用していきたい課題である。

●　過労・ストレス対策

労働時間短縮促進法が労働時間設定改善法に改められたことを踏まえて、「労働時間等設定改善指針」（2006年3月31日付け厚生労働省告示第197号）等も定められている。

労働安全衛生法及び労働時間短縮促進法改正論議において焦点のひとつとなったのが、過労・ストレス対策であった。くわしくは2005年1・2月号の特集記事を参照していただきたいが、意味のある過労・ストレス対策論議は行われず、「長時間労働者への医師による面接指導の実施」をめぐって主に政使間の不毛な論議が行われただけであった。

労働安全衛生法改正で実効性のある過労・ストレス対策は示されず、労働時間短縮促進法改正で「時短促進」の旗が降ろされてしまったなかで、新たな労働時間規制「適用除外」制度の創設（「日本版エグゼンプション」）や裁量労働制の一層の緩和などを内容とする労働時間法制の見直しが、労働契約法の制定と抱き合わせで検討されている。

仕事が原因で脳・心臓疾患や精神障害等を発症した、またその結果死に至ったとして労災請求される件数が増加し続けているなかで、「日本版エグゼンプション」の創設は、社会の要請に真っ向から逆行するものと言わざるを得ない。

国・厚生労働省は次期通常国会に関係法案を提出したい意向であり、その動向を注視しながら、「日本版エグゼンプション」導入を許さず、過労・ストレスによる健康障害を恐れることなく、健康に安心して働けるルールの確立を訴えていきたい。

●　アスベスト対策

クボタ・ショックに対応して、厚生労働省はそのホームページ上の「アスベスト（石綿）対策情報」のコーナーにも、この間多くの情報や新たな施策等をアップしている（http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/）。

この間本誌で報告してきたこと以外の労働行政における新たな進展としては、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が一部改正され、2006年9月1日から施行されることとなった。

労働安全衛生法施行令の改正内容は、

①　石綿等の製造等の禁止（ポジティブ・リスト化）

②　規制の対象範囲の拡大（0.1%超含有基準）

石綿障害予防規則の改正内容は、

③　吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み作業に係る措置（作業の届出等）

④　天井裏、エレベーターの昇降路等における臨時の作業に係る措置（個人保護具の使用）

⑤　使用された工具等の付着物の除去

⑥　記録の保存期間の延長（40年間）

①は、これでようやく「原則禁止」が名実伴ったものになるわけであるが、「国民の安全の確保上、実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止を除外する」アスベスト含有製品が7品目残されており、「全面禁止」の時期は定まっていない。

②は、私たちが要求し続けてきた、発がん物質規制の原則を「1%超含有」から「0.1%超含有」へという改正に、昨年総選挙時の石綿対策全国連絡会議公開質問状に対する回答のなかで自民党も賛成、読売新聞の取材に厚生労働省もその方針であると答えたことが報じられてはいたが、ようやく実現ことがはっきりしたわけである。

その他の既存アスベスト対策については、他省庁による様々な動きもあるが、それらを含めてさえなお、府省間・法令間に「隙間」や「整合性」を欠く点が多々あり（例えば上記「0.1%超含有基準」を他法令が採用するかどうかも定かではない）、周知・徹底、執行上も多くの問題点がある。最大の弱点は、再三指摘してきたように、ノンアスベスト社会実現に向けた「戦略（方針）」、「目標」、「計画」（マネジメントシステムの核心要素）の不在である。石綿対策全国連絡会議等が主張しているように、「アスベスト対策基本法の制定」が不可欠と考える。

4. 労災補償対策

労災補償行政は、クボタ・ショック以後のアスベスト関連労災請求の激増及び石綿健康被害救済新法による特別遺族給付金（時効救済）の請求の殺到に追われた一年であったし、今も続いている。

この間に発出された主な関連通達は、以下のとおりである。

- 基労補発第0727001号「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」
- 基労補発第0928001号「『石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について』の一部改正について」
- 基労補発第1031001号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」
- 補償課長事務連絡「『中皮腫の診療のための通院費の支給について』の運用について」
- 社援企・社援援発第1121001号「石綿による疾病により死亡した準軍属等であった者の遺族等に対する戦傷病者戦没者遺族等遺族等援護法等による対応について」
- 基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」
- 基発第0317003号『石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」
- 基発第0317010号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」
- 基労管発第0317007号・基労補発第0317001号・基労補発第0317001号「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく請求書の受付受理について」

労災・新法によるアスベスト関連疾患患者・家族の補償・救済、ハイリスク者の健康管理等をめぐる諸問題について本誌はこれまでも様々に取り上げてきたが、7月20日に実施予定の本年度の厚生労働省交渉においてもあらためて取り上げる予定である。そのやりとりも含めて次号で報告したい。

アスベスト関連以外の主な動きは以下のとおり。

①　未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の強化（2005年9月22日付け基発第0922001号）

- 加入手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない期間中に労災事故が発生した場合、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失により手続を行わないもの」と認定して保険給付額の40%を徴収しているのを改め、「故意に手続を行わないもの」と認定して保険給付額の100%を徴収する。
- 加入手続について行政機関からの指導等を受けていないが、事業主が事業開始の日から1年を経過してなお加入手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合、「重大な過失により手続を行わないもの」と認定して、新たに費用徴収の対象とし保険給付額の40%を徴収する。

②　セクシャルハラスメントによる精神障害等の業務上外の認定について（2005年12月1日付け基

【→58頁に続く】

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498			35,498
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346			60,346
1952	372,035	8,057,013			466,612	58,152	58,152			58,152
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550			62,550
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176			66,176
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651			68,651
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652			75,652
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940			75,940
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622		2,639	76,261
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,168	171	966	77,305
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	79,572	79,330	242	903	80,475
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移（続き）

年度	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族（補償）給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病（補償）年金				障害（補償）年金	遺族（補償）年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1948	4,086	4,045	4,045									
1949	3,815	3,803	3,803									
1950	4,412	4,585	4,585									
1951	5,286	5,303	5,303									
1952	4,771	4,900	4,900									
1953	5,132	5,249	5,249									
1954	5,230	5,304	5,304									
1955	5,010	5,107	5,107									
1956	5,393	5,592	5,592									
1957	5,648	5,820	5,820									
1958	5,097	5,297	5,297									
1959	5,711	5,851	5,851		2,639	2,639	2,639	1,880	759	0		
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1961	6,500	6,629	6,629		1,137	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282	
1962	6,408	6,528	6,528		1,145	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515	
1963	6,457	6,629	6,629		1,181	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711	
1964	6,070	6,216	6,216		1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005			1,514	120,354						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、同省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合計	CO中毒症	せき損	頭頸部外傷症候群	尿道狭さく	慢性肝炎	白内障等	振動障害	大腿骨頸部骨折等	人工関節等	慢性化膿性骨髄炎	虚血性心疾患等
1967	721											
1970	1,332	614	718									
1975	2,736	1,126	1,266	344								
1980	5,293	1,142	2,398	1,753								
1981	5,186	1,143	2,364	1,679								
1982	5,793	1,179	2,688	1,926								
1983	5,414	1,177	2,452	1,785								
1984	6,942	1,176	3,133	2,633								
1985	6,796	683	3,252	2,861								
1986	7,416	676	3,405	3,335								
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219					
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245					
1989	14,195	675	4,474	6,054	380	513	691	1,408				
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707				
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30		
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158		
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276		
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488		
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60	
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126	
1997	24,880	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3
1998	27,071	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6
1999	29,429	185	7,811	9,204	610	1,237	3,843	2,807	1,181	1,508	289	10
2000	28,666	174	7,768	8,753	578	844	3,647	2,570	1,289	1,674	316	14
2001	31,246	171	8,295	9,213	618	869	4,057	2,567	1,557	2,043	382	19
2002	33,451	170	8,728	9,623	633	844	4,380	2,637	1,804	2,381	404	27
2003	34,797	158	8,967	9,731	632	846	4,668	2,622	1,890	2,678	451	35
2004	35,928	157	9,208	9,664	656	854	4,902	2,660	2,021	2,955	474	39

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金	遺族(補償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償へ移行した者の件数である。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 労災保険財政の将来見通し

位:億円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	充足率	必要な積立金
1999	13,338	15,693	9,558	12,448	3,245	68,536	81.7%	83,902
2000	13,301	15,425	9,479	12,406	3,019	71,602	86.1%	83,185
2001	12,729	14,605	9,453	12,341	2,264	73,902	94.0%	78,595
2002	12,185	13,892	9,185	11,979	1,913	75,863	96.8%	78,390
2003	10,407	11,900	9,096	11,530	370	76,283	95.8%	79,624
2004	10,442	11,934	8,965	11,264	670	76,990	96.6%	79,660
2007	10,006	11,398	8,802	11,074	324	78,307	96.9%	80,847
2010	9,560	11,501	8,686	10,858	643	79,590	97.7%	81,455
2013	9,069	11,026	8,484	10,547	479	81,204	99.6%	81,533

労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に宛てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。

注) 平成16年度までは実績。
収入計には一般会計からの受入、雑収入、積立金からの受入額を、支出計には事務費、返還金を含む。
見通しは、平成17年12月時点の経済情勢等を考慮して、次の前提条件により作成した。
①賃金上昇率は、平成18年度まで0.5%、それ以降1.0%。②雇用者数は、「労働力人口の推移」(平成14年7月職業安定局)の労働力率等を参考。③今後の預託金利は、年2.0%。④今後の労働災害の災害率は、年1.5%で減少。⑤今後の新規年金受給者数は、年2.0%で減少。
必要な積立金の額は、上記を考慮して推計した。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移(続き)

年度	尿路系腫瘍	脳血管疾患	有機溶剤中毒等	外傷による末梢神経損傷	熱傷	サリン中毒	精神障害
1997	1	16	4	91	63	3	3
1998	36	35	16	220	119	3	3
1999	55	49	20	409	203	4	4
2000	59	69	26	599	274	6	6
2001	60	89	32	901	343	5	25
2002	59	146	33	1,115	424	6	37
2003	64	211	34	1,309	449	7	45
2004	62	255	32	1,421	472	34	62

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病（がんを除く）—有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病—腰痛、振動障害、頚肩腕障害等			化学物質等による疾病（がんを除く）—労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病—じん肺及びその合併症		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
合計	224,550	185,881	38,669	20,530	21,702	-1,172	12,468	39,802	-27,334	10,259	7,054	3,205	37,075	36,931	144

注） 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調（各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による（「安全衛生年鑑」も同じ）から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年（暦年）中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」（被災労

表4-2 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病（がんを除く）—有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病—腰痛、振動障害、頚肩腕障害等			化学物質等による疾病（がんを除く）—労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病—じん肺及びその合併症		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,820	5,388	4,658	395	395	684	794	357	1,727	232	238	200	1,270	1,276	1,385
2000	5,180	5,405	4,344	446	461	718	666	438	1,595	298	323	227	1,172	1,180	1,322
2001	5,466	5,652	4,600	493	517	824	535	381	1,514	255	269	153	982	982	1,148
2002	4,960	5,277	4,650	438	443	754	646	346	1,448	293	297	203	956	956	1,139
2003	5,340	5,861	4,647	435	447	730	876	393	1,281	297	316	196	856	856	1,243
2004	5,112	5,370	4,530	513	513	766	885	368	1,283	298	295	218	814	814	1,233

注） 各号の左欄の数字「届出」は「労働者死傷病報告」による（http://www.jaish.gr.jp/information/）、中欄の数字「公表」は中央労働災害

表4 業務上疾病の発生状況（続き）

号	6			7			8,9			2～9			1～9		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病（2号から9号までの小計）			計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	94	-91	60	533	-473	2,225	4,395	-2,170	7,502	9,045	-1,543
2003	132	136	-4	2	141	-139	48	432	-384	2,194	4,159	-1,965	8,055	8,806	-751
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
合計	2,319	4,221	-1,902	80	1,858	-1,778	735	6,908	-6,173	83,466	118,476	-35,010	252,392	242,544	9,848

働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度（暦年ではない）中に支給決定がなされたもの）。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4-2 業務上疾病の発生状況（続き）

号	6			7			8,9			2～9			1～9		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病（2号から9号までの小計）			計		
1999	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	110	111	132	1	1	61	51	51	122	2,853	2,429	4,311	7,673	7,817	8,969
2000	215	215	159	0	0	72	59	61	146	2,856	2,678	4,239	8,036	8,083	8,583
2001	105	105	157	1	1	86	73	77	259	2,444	2,332	4,141	7,910	7,984	8,741
2002	107	120	224	3	3	94	99	60	533	2,542	2,225	4,395	7,502	7,502	9,045
2003	118	132	136	2	2	141	131	48	432	2,715	2,194	4,159	8,055	8,055	8,806
2004	169	165	190	3	1	209	123	83	429	2,805	2,239	4,328	7,917	7,609	8,858

防止協会「労働衛生のしおり」による（http://www.jaish.gr.jp/anzen/）、右欄の数字「補償」は「労災保険新規支給決定件数」

表5「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
分類	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（頸肩腕症候群等）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
合計	1,619	5,021	-3,402	2,671	726	1,945	402	10,511	-10,109	1,795	5,571	-3,776	460	328	132

注）　表4の注に同じ。

表5-2「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
分類	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（頸肩腕症候群等）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	115	146	286	542	73	27	6	6	912	91	92	496	40	40	6
2000	158	158	241	300	72	48	12	12	784	134	134	507	62	62	15
2001	104	104	179	232	77	44	16	16	717	144	144	558	39	40	16
2002	75	75	147	373	70	65	7	7	632	147	150	590	44	44	14
2003	115	115	149	549	61	56	7	7	481	144	149	581	61	61	14
2004	95	89	138	545	54	52	8	9	412	168	154	671	69	62	10

注）　表4-2の注に同じ。

表6「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	1 業務上の負傷に起因する疾病						2 物理的因子による疾病（がんを除く）								
	1-1			1-2			2-1			2-2			2-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,020	4,559	3,061	800	829	1,597	7	7	5	2	3	3	10	10	18
2000	4,397	4,622	2,749	783	783	1,595	5	5	9	3	3	3	7	7	14
2001	4,607	4,793	3,106	859	859	1,494	6	6	7	1	1	0	5	5	11
2002	4,035	4,334	3,170	925	943	1,480	5	5	4	0	0	1	3	3	16
2003	4,237	4,765	3,280	1,067	1,096	1,367	6	8	9	0	0	3	8	8	15
2004	4,112	4,377	3,158	1,000	993	1,372	7	7	6	0	0	2	12	11	21

分類	2 物理的因子による疾病（がんを除く）									4 化学物質等による疾病（がんを除く）					
	2-4			2-5			2-6			4-1			4-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			2-1～2-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	333	332	157	8	8	499	35	35	2	8	9	18	224	229	182
2000	404	419	176	13	13	515	14	14	1	11	21	25	287	302	202
2001	454	478	272	9	9	532	18	18	2	11	15	13	244	254	141
2002	402	407	235	9	9	498	19	19	0	14	10	17	279	287	186
2003	382	394	218	8	8	481	29	29	4	13	5	8	284	311	188
2004	464	467	277	11	9	453	19	19	7	15	11	19	283	284	199

注）　表4-2の注に同じ。

表7-2 定期健康診断実施結果（項目別の有所見率等）

（%）

年度	聴力（1000Hz）	聴力（4000Hz）	聴力（その他）	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査（糖）	尿検査（蛋白）	心電図検査	有所見者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6

注）　「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数を受診者数で割った値である。

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	82,037	1,661,775	101,045	6.1%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況（続き）

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%

注） 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 特殊健康診断（2004年度・総計以外は実施事業所数1,000以上のもののみ）

対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
有機溶剤	33,100	510,422	29,177	5.7%	フッ化水素	1,610	41,067	271	0.7%
鉛	5,206	87,270	1,443	1.7%	マンガン	1,168	14,879	86	0.6%
電離放射線	11,712	206,907	9,642	4.7%	紫外線、赤外線	3,063	61,633	1,254	2.0%
石綿	2,022	17,873	154	0.9%	騒音	4,433	200,278	34,231	17.1%
塩素	1,084	18,278	129	0.7%	キーパンチVDT作業	3,929	256,024	17,012	6.6%
クロム酸	2,481	21,823	249	1.0%	振動	2,490	38,302	1,945	5.1%

表8　業務上疾病の新規支給決定件数

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2000	2001	2002	2003	2004
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,344	4,600	4,650	4,647	4,530
		13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	364	331	370	365	391
			[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(48)	(54)	(44)	(41)	(24)
			[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	(4)	(2)	(5)		(2)
		14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	86	72	61	77	86
		17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	268	282	228	215	205
		18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	2,749	3,106	3,170	3,280	3,158
		19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	131	91	93	105	52
		20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	86	104	122	112	122
		21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	555	547	512	420	435
		23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	53	41	52	31	46
		24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	52	26	42	42	35
二			物理的因子による次に掲げる疾病	718	824	754	730	766
			(有害光線による疾病)					
1		25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	6	6	4	7	5
2		26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患		1			
3		27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	3			1	1
4		28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患				1	
5		29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	3		1	3	2
			(皮膚障害)	(3)				
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6		31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	12	8	13	11	15
7		32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	2	3	3	4	6
			(異常温度条件による疾病)					
8		33	暑熱な場所における業務による熱中症	89	182	177	156	214
9		34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	65	73	46	42	45
10		35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	22	17	12	20	18
11		36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	515	532	498	481	453
12		38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		1		1	
13		39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	1		3	7
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,595	1,514	1,448	1,281	1,283
1		40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	241	179	147	149	138
2		41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	48	44	65	56	52
3		42	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	784	717	632	481	412
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	507	558	590	581	671
		43	(手指の痙攣又は書痙)					

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2000	2001	2002	2003	2004
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)					
		45	(頚肩腕症候群)					
	5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	15	16	14	14	10
四			化学物質等による次に掲げる疾病	227	154	203	196	218
	1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	103	84	110	115	105
			[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	(17)	(14)			
	2		(合成樹脂の熱分解生成物による疾病) 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	11	7	3	10	6
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(5)	(5)	(2)	(1)	(2)
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(6)	(2)	(1)	(9)	(4)
	3	50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	21	20	26	19	22
	4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	5	5	6	6
	5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	1	2	10	3
	6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	8	7	8	5	8
	7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	25	13	17	8	19
	8	55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	51	17	32	23	49
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,322	1,148	1,139	1,243	1,233
			(管理4)	(294)	(254)	(194)	(198)	(165)
			(肺結核)	(47)	(41)	(51)	(48)	(33)
			(結核性胸膜炎)	(29)	(10)	(7)	(8)	(9)
			(続発性気管支炎)	(907)	(795)	(854)	(812)	(883)
			(続発性気管支拡張症)	(7)	(10)	(6)	(3)	(12)
			(続発性気胸)	(38)	(38)	(27)	(28)	(18)
			(原発性肺がん)				(146)	(113)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	159	157	224	136	190
	1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	113	102	138	90	108
	2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	3		6	2	3
	3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	12	8	13	13	19
	4	62	屋外における業務による恙虫病	4	10	5	10	6
	5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	27	37	62	21	54
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	72	85	94	141	209
	1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	7	8	7	6
	2	65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	1	3	2
	3	66	4-アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
	4	68	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
	5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん			1	1	1

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2000	2001	2002	2003	2004
	6	70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
	7	71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	52	54	77	121	186
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(18)	(21)	(22)	(38)	(58)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(34)	(33)	(55)	(83)	(128)
	8	72	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
	9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫					
	9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫					
	10	82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1			1
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)	(1)				
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)					
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)		(1)			
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)					
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)					
	11	83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	12	84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	13	85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	15	5	3	8
	14	86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	4	4	2	4	5
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)	(4)	(3)			
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)		(1)			
	15	87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)					
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)					
	16	90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)					
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)					
	17	91	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1			1	
	18	92	1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病				1	
八		93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	1	0	0
九		93	その他業務に起因することの明らかな疾病	146	259	532	432	429
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ以降	(24)	(43)	(113)		
			[非災害性脳血管疾患]	(48)	(96)	(202)	(193)	(174)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(37)	(47)	(115)	(119)	(120)
			[精神障害等]	(36)	(67)	(112)	(108)	(123)
			合計	8,583	8,741	9,045	8,806	8,858
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,343	8,411	8,405	8,312	8,309
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	240	330	640	494	549
			A/(A+B)	97.2%	96.2%	92.9%	94.4%	93.8%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9　業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数（判明しているもののみ）

分類	疾病分類項目（労基則別表第1の2）	2002（平成14）年度			2003（平成15）年度			2004（平成16）年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	**身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病**		(1,448)			(1,281)			(1,283)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	107	65	51	113	56	60	111	52	48
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	723	590	135	805	581	182	897	671	196
七	**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	114	94	6	136	141	8	235	209	8
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	8	8	0	7	7	0	7	6	0
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	1	0	3	3	0	2	2	0
3	4-アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	1	1	0	1	1	0	0	1	0
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石綿にさらされる業務による肺がん	95	77	3	39	38	3	61	58	3
7	石綿にさらされる業務中皮腫				77	83	2	148	128	3
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	1	0	0	1	2	1	0
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	5	0	3	3	0	8	8	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	2	0	2	4	0	5	5	0
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	1	0	0	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	1	1	0	0	0	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	2	0	1	3	1	1	2	0	2
九	**その他業務に起因することの明らかな疾病**		(532)			(432)			(432)	
	じん肺症患者に発生した肺がん（2003年度以降第五号へ以降）	127	113	6						
	非災害性脳血管疾患	541	202		742	193		816	174	
	非災害性虚血性心疾患等	278	115			119			122	
	精神障害等	341	112		447	108		524	130	
	支給決定件数合計（表未掲載の分を含む）		9,045			8,806			8,858	
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	2,231	1,291		2,243	1,198		2,583	1,374	
			862	198		778	250		932	254

※「請求」は当該年度中の請求件数、「支給」・「不支給」は当該年度中の支給・不支給決定件数。「決定」は「支給」と「不支給」の合計件数である。
※「請求」+「不支給」または「請求」のみの件数が記載されている疾病に関しては、「請求」件数も含めた、都道府県別データも入手している。
※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表10　化学物質による業務上疾病（第四号1）の内訳別新規支給決定件数

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	87	114	91	113	103	84	110	115	105	922
			（無機の酸及びアルカリ）										
		1	アンモニア	1	1	5	2	4	1	1		1	16
		2	塩酸（塩化水素を含む。）	3	5	1	2	2	2	3	1	3	22
		3	硝酸	4	3	3	2	4	2	2	3	1	24
		4	水酸化カリウム			1		1	4	2		2	10
		5	水酸化ナトリウム	8	10	9	5	6	5	12	16	8	79
		6	水酸化リチウム										0
		7	弗化水素酸（弗化水素を含む。以下同じ）	6	3	1	3	7	1	6	5	4	36
		8	硫酸	2		1	1	2	3	2	3	3	17
			（金属（セレン及び砒素を含む。）及びその化合物）										
		9	亜鉛等の金属ヒューム	5	3	1	3	3	2	1	3		21
		10	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。）										0
		11	アンチモン及びその化合物									1	1
		12	塩化亜鉛		2		1	1	1		1		6
		13	塩化白金酸及びその化合物										0
		14	カドミウム及びその化合物										0
		15	クロム及びその化合物		1		3			2	2	2	10
		16	コバルト及びその化合物		1	2			1	1	1		6
		17	四アルキル鉛化合物										0
		18	水銀及びその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）		10			1	1			1	13
		19	セレン及びその化合物（セレン化水素を除く。）						1				1
		20	セレン化水素	1									1
		21	鉛及びその化合物（四アルキル鉛化合物を除く。）				4			2	1	1	8
		22	ニッケルカルボニル		1								1
		23	バナジウム及びその化合物										0
		24	砒化水素						1				1
		25	砒素及びその化合物（砒化水素を除く。）	1							1	1	3
		26	ブチル錫		2		2		3	1	1		9
		27	ベリリウム及びその化合物				1					1	2
		28	マンガン及びその化合物		1		1			1			3
			（ハロゲン及びその無機化合物）										
		29	塩素	5	5	6	2	7	9	3	3	3	43
		30	臭素		4					2		4	10
		31	弗素及びその無機化合物（弗化水素酸を除く。）	2		3				3			8
		32	沃素										0
			（りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物）										
		33	一酸化炭素	7	24	20	25	28	16	15	32	17	184
		34	黄りん										0
		35	カルシウムシアナミド			1							1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1		3	1	1				1	7
		37＊	二酸化硫黄				1	2	1				4
		38	二酸化窒素		1			1		1	6		9
		39	二酸化炭素		1	1					1	2	5
		40	ヒドラジン	1	1		2	1					5
		41	ホスゲン				2						2

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計
		42	ホスフィン				1						1
		43	硫化水素	2	2	2	6	10	5	3	3	4	37
			(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)										
		44	塩化ビニル									1	1
		45	塩化メチル										0
		46	クロロプレン										0
		47*	クロロホルム						1			2	3
		48*	四塩化炭素		1	1						1	3
		49*	1・2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)										0
		50*	1・2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	1									1
		51*	ジクロルメタン		1	1	5		2	1	1	2	13
		52	臭化エチル		1								1
		53	臭化メチル	3	2	1	1	1	2		3		13
		54*	1・1・2・2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)										0
		55*	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)				2					2	4
		56*	1・1・1-トリクロルエタン	1		1	3						5
		57*	1・1・2-トリクロルエタン										0
		58*	トリクロルエチレン			2		1		2		3	8
		59*	ノルマルヘキサン		1	1		1		4			7
		60	沃化メチル										0
			(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、けトン及びエステル)										
		61	アクリル酸エチル										0
		62	アクリル酸ブチル										0
		63	アクロレイン										0
		64*	アセトン	1	2				1		1	2	7
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)		1								1
		66*	エチルエーテル										0
		67	エチレンクロルヒドリン										0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)										0
		69*	酢酸アミル										0
		70*	酢酸エチル			1					1		2
		71*	酢酸ブチル	1			1		1				3
		72*	酢酸プロピル								1		1
		73*	酢酸メチル										0
		74	2-シアノアクリル酸メチル										0
		75	ニトログリコール								1		1
		76	ニトログリセリン										0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート										0
		78	ホルムアルデヒド		1	2				6		5	14
		79	メタクリル酸メチル							1			1
		80*	メチルアルコール		2	1				1	2	1	7
		81	メチルブチルケトン						1				1
		82*	硫酸ジメチル								1	1	2
			(その他の脂肪族化合物)										
		83	アクリルアミド							1			1
		84	アクリルニトリル					1					1
		85	エチレンイミン	1							1		2
		86	エチレンジアミン		1						1	1	3
		87	エピクロルヒドリン	2	1	1	1	1					6

分類 大	分類 小	CODE	疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003	合計
		88	酸化エチレン	2	2	1	1			3		5	14
		89	ジアゾメタン										0
		90	ジメチルアセトアミド							1			1
		91＊	ジメチルホルムアミド				1				7		8
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート				1					1	2
		93	無水マレイン酸	1		1							2
			（脂環式化合物）								1		
		94	イソホロンジイソシアネート										0
		95＊	シクロヘキサノール										0
		96＊	シクロヘキサン				1						1
		97	ジシクロヘキシルメタン-4・4'-ジイソシアネート				1			3			4
			（芳香族化合物―ベンゼン及びその同族体）										
		98＊	キシレン		4	2	7	7	1	1	1	2	25
		99＊	スチレン			1			2	1		1	5
		100＊	トルエン	10	6	7	10	6	5	18	2	7	71
		101	パラ-tert-ブチルフェノール										0
		102	ベンゼン										0
			（芳香族化合物―芳香族炭化水素のハロゲン化物）										
		103	塩素化ナフタリン										0
		104	塩素化ビフェニル（別名PCB）										0
		105＊	ベンゼンの塩化物	1	1								2
			（芳香族化合物―芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体）										
		106	アニシジン		1		1			1			3
		107	アニリン	1		1						1	3
		108	クロルジニトロベンゼン										0
		109	4・4'-ジアミノジフェニルメタン										0
		110	ジニトロフェノール						1				1
		111	ジニトロベンゼン										0
		112	ジメチルアニリン						1				1
		113	トリニトロトルエン（別名TNT）										0
		114	2・4・6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン（別名テトリル）										0
		115	トルイジン										0
		116	パラ-ニトロアニリン										0
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン	1	1								2
		118	ニトロベンゼン										0
		119	パラ-フェニレンジアミン			3			1		2		6
		120	フェネチジン										0
			（その他の芳香族化合物）										
		121＊	クレゾール		1					1			2
		122	クロルヘキシジン										0
		123	トリレンジイソシアネート（別名TDI）	1				3		1	1	1	7
		124	1・5-ナフチレンジイソシアネート										0
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂			1			2		1	1	5
		126	フェニルフェノール										0
		127	フェノール（別名石炭酸）	6									6
		128	オルトーフタロジニトリル										0
		129	ベンゾトリクロライド										0
		130	無水トリメリット酸										0
		131	無水フタル酸										0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート（別名MDI）		3			1	1		1	1	7

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計
		133	4-メトキシフェノール										0
		134	りん酸トリーオルトークレジル			1							1
		135	レゾルシン				2		1			1	4
			(複素環式化合物)										
		136*	1・4-ジオキサン										0
		137*	テトラヒドロフラン								1		1
		138	ピリジン				1						1
			(農薬その他の薬剤の有効成分)										
		139	有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S-(2-エチルチオエル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトローメタートリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラーニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロルビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラーメチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス)	3		1	3		2	1	2	2	14
		140	カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルトーセコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタートリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)				1						1
		141	2・4-ジクロルフェニル=パラーニトロフェニル=エーテル(別名NIP)										0
		142	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ)										0
		143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエルチオ)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)										0
		144	トリクロルニトロメタン(別名クロルピクリン)									1	1
		145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名パラコート)	2	1								3
		146	パラーニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル(別名CNP)										0
		147	ブラストサイジンS										0
		148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロルー5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロー6・9-メタノー2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)										0
		149	ペンタクロルフェノール(別名PCP)										0
		150	モノフルオル酢酸ナトリウム										0
		151	硫酸ニコチン										0

*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。※「1997」年度の合計欄と内訳合計の数字が合わず、ミスと思われる。
※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数（2004年度）

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況（休業4日以上）	労災保険新規受給者数	障害（補償）給付			傷病（補償）年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	142,156	1,884,046	118	7,798	28,997	1,371	1,237	134	64	1,435
青森	31,050	415,552	12	1,233	3,888	155	139	16	0	155
岩手	27,252	448,819	26	1,360	5,449	148	134	14	6	154
宮城	43,183	773,234	26	2,334	9,662	360	325	35	12	372
秋田	24,755	342,417	9	1,050	4,108	178	156	22	3	181
山形	27,052	372,946	12	1,231	6,511	146	128	18	6	152
福島	41,592	648,033	29	1,959	8,027	327	291	36	4	331
茨城	46,116	850,959	43	2,886	10,345	477	434	43	11	488
栃木	36,008	617,808	30	1,881	6,932	262	223	39	15	277
群馬	40,734	695,494	31	2,534	11,665	420	378	42	6	426
埼玉	93,112	1,676,357	66	5,755	33,339	976	868	108	13	989
千葉	75,472	1,482,959	64	5,078	22,055	871	770	101	6	877
東京	370,993	10,857,854	100	9,684	78,576	2,083	1,841	242	42	2,125
神奈川	123,622	2,365,862	70	6,843	35,851	1,380	1,247	133	13	1,393
新潟	58,434	852,178	37	2,665	13,195	457	412	45	7	464
富山	27,234	433,255	16	1,369	4,957	265	238	27	10	275
石川	29,686	423,531	19	1,211	5,170	182	164	18	9	191
福井	21,699	290,926	17	986	3,256	143	131	12	3	146
山梨	17,888	244,412	11	784	3,696	101	86	15	3	104
長野	52,765	752,726	32	2,042	9,174	346	315	31	15	361
岐阜	47,320	657,169	34	2,519	11,589	504	448	56	33	537
静岡	89,272	1,354,199	60	4,755	22,506	823	731	92	4	827
愛知	133,990	3,038,438	79	7,458	37,137	1,551	1,391	160	18	1,569
三重	37,864	583,725	36	2,543	10,921	617	565	52	27	644
滋賀	26,659	421,328	23	1,577	7,734	338	312	26	5	343
京都	53,823	923,223	21	2,756	11,630	917	843	74	6	923
大阪	200,202	4,368,808	88	10,177	49,571	2,901	2,652	249	25	2,926
兵庫	96,535	1,618,576	67	5,684	22,391	1,417	1,311	106	21	1,438
奈良	23,559	275,523	16	1,407	5,932	318	298	20	2	320
和歌山	26,768	285,625	17	1,601	5,542	308	275	33	5	313
鳥取	13,549	190,091	6	585	2,585	86	72	14	1	87
島根	19,554	233,587	4	863	3,365	115	107	8	4	119
岡山	42,437	643,259	33	2,371	8,915	487	425	62	38	525
広島	65,013	1,100,001	72	3,724	15,113	854	756	98	19	873
山口	32,891	493,848	29	1,637	5,995	349	313	36	6	355
徳島	19,134	230,710	12	897	3,381	249	228	21	5	254
香川	22,449	355,346	17	1,402	5,060	270	235	35	6	276
愛媛	33,521	490,595	23	2,045	6,202	453	409	44	10	463
高知	19,077	239,524	25	1,322	4,750	270	253	17	3	273
福岡	100,824	1,881,390	57	5,401	22,131	1,277	1,198	79	26	1,303
佐賀	17,519	246,048	9	1,078	3,433	116	100	16	12	128
長崎	29,560	395,404	20	1,511	4,991	274	251	23	177	451
熊本	36,623	535,284	26	1,862	6,849	260	228	32	95	355
大分	25,517	372,461	23	1,474	4,723	309	286	23	9	318
宮崎	24,590	342,592	15	1,518	6,032	233	211	22	7	240
鹿児島	34,862	504,734	30	1,911	7,014	291	256	35	5	296
沖縄	23,595	341,580	10	802	3,139	117	105	12	1	118
合計	2,627,510	48,552,436	1,620	131,563	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170

注） 表1注参照（死傷災害はここでは労働者死傷病報告による）。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数（2004年度）

都道府県	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族（補償）給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病（補償）年金				障害（補償）年金	遺族（補償）年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	313	369	64	305	503	15,789	1,061	967	37	57	6,030	8,698
青森	21	24	4	20	36	2,031	80	24	37	19	789	1,162
岩手	27	33	7	26	46	2,474	108	38	54	16	934	1,432
宮城	56	69	13	56	103	3,195	177	33	108	36	1,170	1,848
秋田	23	30	5	25	50	2,331	99	57	24	18	917	1,315
山形	26	28	4	24	48	2,102	117	69	30	18	843	1,142
福島	54	64	10	54	94	3,805	158	83	43	32	1,403	2,244
茨城	73	92	16	76	130	4,127	146	80	27	39	1,825	2,156
栃木	46	70	16	54	108	3,608	244	162	47	35	1,330	2,034
群馬	47	60	8	52	100	3,713	271	183	53	35	1,572	1,870
埼玉	92	127	23	104	225	6,419	147	41	58	48	3,441	2,831
千葉	99	118	25	93	200	6,167	160	32	57	71	3,063	2,944
東京	225	242	68	174	458	15,614	273	103	91	79	7,962	7,379
神奈川	131	160	44	116	262	9,083	244	109	67	68	4,685	4,154
新潟	77	91	13	78	130	5,114	286	143	104	39	2,038	2,790
富山	42	48	9	39	76	2,783	119	66	43	10	1,113	1,551
石川	33	36	7	29	56	2,044	72	63	6	3	779	1,193
福井	24	32	7	25	40	1,837	75	44	22	9	686	1,076
山梨	18	22	5	17	35	1,501	84	48	23	13	555	862
長野	60	66	14	52	98	3,992	192	140	29	23	1,541	2,259
岐阜	78	99	18	81	170	4,889	289	223	33	33	2,113	2,487
静岡	104	122	27	95	191	7,413	234	181	32	21	3,926	3,253
愛知	156	216	48	168	346	12,312	439	348	47	44	6,422	5,451
三重	54	62	11	51	130	4,511	532	455	34	43	1,844	2,135
滋賀	33	38	11	27	58	2,435	162	105	32	25	1,043	1,230
京都	58	72	17	55	135	4,573	274	194	41	39	2,154	2,145
大阪	215	263	43	220	494	17,070	419	175	111	133	9,310	7,341
兵庫	158	179	26	153	280	10,158	365	216	76	73	4,543	5,250
奈良	42	47	8	39	61	2,006	94	59	23	12	877	1,035
和歌山	45	43	5	38	76	2,608	219	180	19	20	1,054	1,335
鳥取	17	15	6	9	24	1,256	50	13	24	13	546	660
島根	15	20	1	19	31	1,722	66	51	8	7	719	937
岡山	105	135	27	108	208	4,975	526	427	62	37	1,661	2,788
広島	116	133	22	111	228	6,915	291	110	89	92	3,283	3,341
山口	43	52	13	39	81	3,578	129	76	33	20	1,392	2,057
徳島	29	40	7	33	59	1,874	77	29	27	21	785	1,012
香川	36	40	8	32	73	2,288	127	28	62	37	951	1,210
愛媛	49	58	13	45	99	3,314	184	46	80	58	1,210	1,920
高知	42	48	9	39	59	2,158	136	47	56	33	867	1,155
福岡	154	180	23	157	262	9,894	782	490	158	134	3,674	5,438
佐賀	28	35	5	30	58	1,723	150	77	64	9	576	997
長崎	70	84	18	66	266	3,605	657	569	70	18	993	1,955
熊本	71	93	21	72	199	3,753	610	498	62	50	1,071	2,072
大分	39	39	8	31	63	2,953	259	210	33	16	990	1,704
宮崎	20	26	3	23	52	2,218	228	124	77	27	822	1,168
鹿児島	42	44	5	39	79	2,755	145	57	64	24	1,061	1,549
沖縄	16	20	5	15	28	889	60	17	28	15	416	413
合計	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978

注）　表1の注を参照。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表12　業務上疾病の新規支給決定件数(2004年度・都道府県別)

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	240	28	41	64	25	25
		13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	25	7	7	10		3
			[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(13)					(1)
			[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	(1)					
		14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	15		1			1
		17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	11	4		3		5
		18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	154	13	26	36	18	11
		19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	9	2		2	2	
		20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	7		2	4	2	
		21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	17	2	4	9	2	5
		23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2					
		24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病			1		1	
二			物理的因子による次に掲げる疾病	43	6	3	11	12	5
			(有害光線による疾病)						
1		25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患						
2		26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患						
3		27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患						
4		28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患						
5		29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害						
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6		31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病						
7		32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症						
			(異常温度条件による疾病)						
8		33	暑熱な場所における業務による熱中症	5	3		3	6	1
9		34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1	1			2	
10		35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	2	1		2		1
11		36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	34	1	3	6	4	3
12		38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死						
13		39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1					
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	124	4	9	24	8	11
1		40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	9	2		3		
2		41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	2				1	
3		42	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	75	1	2	4	3	3
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	38	1	7	17	4	7
		43	(手指の痙攣又は書痙)						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
69	84	54	35	407	156	302	164	63	24	45	26	27	72	65	77	219	156
7	12	5	3	24	17	26	23	7	7	5	3	4	10	5	10	11	6
				(1)			(2)										
2	3	2	1	7	3	7	6	3		2			1		3	3	4
3	2	3	1	8	12	22	8	4		3	5	1	3	1	7	9	12
40	48	38	23	325	109	212	99	39	14	24	15	20	51	47	44	135	109
1	2	1		4	1	3	1			2			1				2
3	1	1	2	7	2	12	7	2						2	1	5	5
9	16	4	4	28	12	15	15	6	3	7	2	2	6	10	11	51	17
1			1	4		3	1	2		2	1					5	
3						2	4								1		1
10	6	2	12	21	16	49	37	34	10	3	22	2	12	21	18	20	11
1						1											
						2											
						2	1	2					1		1		
			1			2											
1	2	2	6	16	8	32	12	7	2		2	1	3	2	3	14	5
1	3		1		2	4	2	2		2			3		2		
				2													1
7	1		4	3	4	7	21	25	8	1	20	1	5	19	12	6	5
21	33	2	21	19	49	147	69	44	8	6	13	4	24	23	22	30	26
7	2	1	4	14	4	8	13	1	2	1			4	3	4	4	1
	1				3	5	2						1			1	1
5	1	1	4	5		5	7	9	6	2	9		11	11	7	3	10
9	28		12		42	128	46	34		3	3	4	8	9	11	22	14

表12　業務上疾病の新規支給決定件数（2004年度・都道府県別）

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	48	135	608	155	27	67
		13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	11	8	19	16	2	5
			［災害性脳血管疾患―全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない］				(1)		
			［災害性虚血性心疾患等―ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる］						
		14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		1	6	2		1
		17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患	5	7	11	15	1	3
		18	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛	19	102	509	88	16	47
		19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）		1	8			
		20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		6	6	7	3	3
		21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	11	7	43	23	2	5
		23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2		4	3	1	2
		24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		3	2	1	2	1
二			物理的因子による次に掲げる疾病	6	7	22	53	9	4
			（有害光線による疾病）						
1		25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患						
2		26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患						
3		27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患				1		
4		28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患						
5		29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害						
			（皮膚障害）						
			（白内障）						
			（急性放射線症）						
			（再生不良性貧血）						
			（造血器障害）						
			（異常気圧による疾病）						
6		31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病				1		
7		32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症						
			（異常温度条件による疾病）						
8		33	暑熱な場所における業務による熱中症	1	2	8	11	1	1
9		34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	4	3	2	1	1	1
10		35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷			2			
11		36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		2	8	39	7	2
12		38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死						
13		39	1から12（CODE25から38）までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1		2			
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	26	55	128	37	12	11
1		40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	2	2	15	5		1
2		41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	3	5	4	6		2
3		42	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	6	27	11	5	7	5
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	15	19	98	21	5	3
		43	（手指の痙攣又は書痙）						

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
14	20	68	135	23	40	60	82	57	246	27	46	44	38	45	42	35	4,530
1	2	8	9	4	3	7	6	4	24	3	3	3	7	4	2	3	391
										(1)	(1)		(4)				(24)
			(1)														(2)
		1				1			2		4		1	1		2	86
		2	13	2			1		6	5		2	1	1		3	205
12	15	46	91	13	37	40	60	46	185	14	32	32	21	22	36	25	3,158
		1	3			1	1	1	1		1	1					52
		2	7			4	3	1	8		2	2		1	1	1	122
1	3	8	9	3		5	9	5	19	1	3	3	7	9	2		435
			1	1		1	2		1					5		1	46
			2			1				4	1	1	1	2	1		35
6	11	9	25	10	7	8	21	25	18	3	67	15	17	13	15	9	766
																	0
			1				1		1								5
																	0
																	1
																	0
																	2
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
	1							1	1				1		1	2	15
														3			6
																	0
2	1	5	9	4	3		2	1	10	2	1	4	2		4	4	214
	1								1		1	2			1	1	45
			3			2			1						1		18
4	8	4	12	6	4	6	17	23	4		65	9	14	9	8	2	453
																	0
							1			1				1			7
3	3	12	29	9	30	5	28	61	15	4	3	19	12	15	12	13	1,283
2	1	2	3	2		1	2	1	2	1	1	1		2	1	4	138
		1			11			1					2				52
	2	4	6	4	18	3	20	58	3	2	2	18	7	10	10		412
1		5	20	3	1	1	5	1	10	1			3	3	1	8	671
																	0

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頚肩腕症候群)						
5		46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病						1
四			化学物質等による次に掲げる疾病	9	3	2	2	4	0
1		47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	4	2			3	
			[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
2			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)						
3		50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患					1	
4		51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2					
5		52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1					
6		53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患						
7		54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	2		1			
8		55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	1	2		
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	277	3	10	13	3	4
			(管理4)	(40)		(2)	(1)	(1)	
			(肺結核)	(3)					
			(結核性胸膜炎)	(2)					
			(続発性気管支炎)	(209)	(3)	(5)	(12)	(1)	(4)
			(続発性気管支拡張症)	(1)		(1)		(1)	
			(続発性気胸)	(5)					
			(原発性肺がん)	(17)		(2)			
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	7	0	0	2	3	5
1		57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2			2	1	
2		60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3		61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	2					1
4		62	屋外における業務による恙虫病	1					
5		63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2				2	4
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	10	0	0	2	0	0
1		64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
2		65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
3		66	4-アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4		68	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
5		69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
	1		1			1	1				1						
4	3	3	3	14	3	11	10	4	4	1	4	4	5	4	9	9	3
	2	3	1	3	3	1	6	4	2		3	3	1	2	2	7	
						1											
						1								1	2		
	1			2			1			1		1	1		1	1	2
				1		2											
				1		1											
				1		3	1										
1				3		2			1						3		1
3			2	3			2		1		1		3	1	1	1	
27	16	11	10	13	10	28	28	38	18	5	14	2	14	58	11	51	19
(2)	(3)	(5)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(3)	(7)	(2)	(2)		(2)	(4)	(2)	(18)	(1)
(1)		(1)					(1)		(1)					(2)		(3)	
						(1)	(1)									(1)	
(21)	(11)	(4)	(6)	(8)	(6)	(15)	(17)	(32)	(8)	(1)	(11)	(2)	(11)	(45)	(9)	(15)	(18)
				(1)		(3)	(2)							(1)			
																(3)	
(3)	(2)	(1)	(1)	(2)	(3)	(3)	(2)	(3)	(2)	(2)	(1)		(1)	(6)		(11)	
3	7	0	1	10	6	30	11	4	2	0	6	2	1	2	4	13	0
	4		1	4	2	23	4	1	2		2	1	1	1	2	6	
	1					1											
	1			2	2	2	2	1				1		1			
						1										1	
3	1			4	2	3	5	2			4				2	6	
1	2	0	0	6	4	20	24	1	0	0	0	0	2	5	7	6	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頚肩腕症候群)						
	5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		2				
四			**化学物質等による次に掲げる疾病**	2	8	18	5	1	1
	1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	1	7	6	2		1
			[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
	2		(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)						
	3	50	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1		3	1		
	4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
	5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
	6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患			1			
	7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症						
	8	55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	8	2	1	
五		56	**粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病**	2	15	39	55	5	6
			(管理4)		(2)	(5)	(4)		(1)
			(肺結核)			(7)	(1)		
			(結核性胸膜炎)		(1)	(1)	(1)		
			(続発性気管支炎)	(1)	(10)	(21)	(42)	(5)	(3)
			(続発性気管支拡張症)						
			(続発性気胸)			(1)			
			(原発性肺がん)	(1)	(2)	(4)	(7)		(2)
六			**細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病**	1	3	17	6	1	2
	1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患		2	10	5		1
	2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
	3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症			1	1	1	
	4	62	屋外における業務による恙虫病						1
	5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	1	6			
七			**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	0	0	30	21	7	4
	1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			3	1		
	2	65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍			1			
	3	66	4-アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
	4	68	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
	5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						1

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
																	0
																	0
							1									1	10
4	1	6	12	3	0	2	4	1	15	2	3	5	3	1	3	0	218
2		3	3	1			4		11	2	2	3	1	1	3		105
		1															2
																	4
	1		2					1				1					22
									1								6
																	3
						1						1					8
		1		1					1		1		1				19
2		1	7	1		1			2				1				49
6	7	73	19	21	7	20	28	11	32	16	124	21	21	11	7	4	1,233
	(1)	(8)	(6)	(3)		(3)		(1)	(4)	(8)	(6)					(1)	(165)
(1)		(3)		(1)			(1)		(4)	(1)	(1)		(1)				(33)
											(1)						(9)
(5)	(6)	(54)	(8)	(14)	(6)	(15)	(24)	(9)	(13)	(5)	(110)	(19)	(19)	(11)	(7)	(2)	(883)
										(1)		(1)					(12)
		(1)	(1)	(1)	(1)				(3)		(1)	(1)					(18)
		(7)	(4)	(2)		(2)	(3)	(1)	(8)	(1)	(5)		(1)			(1)	(113)
2	2	0	2	0	0	0	1	0	16	2	2	2	1	3	6	2	190
2	2		1				1		12	2		1	1	3	5	1	108
									1								3
												1					19
															1	1	6
			1						3		2						54
1	1	12	12	3	2	3	4	0	14	2	0	1	1	1	0	0	209
									2								6
									1								2
																	0
																	0
																	1

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
6		70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7		71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	8			2		
			(石綿に曝される業務による肺がん)						
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(8)			(2)		
8		72	ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9		81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9		81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10		82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん						
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11		83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12		84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13		85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2					
14		86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15		87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16		90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17		91	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
18		92	1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八		93	**前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病**	0	0	0	0	0	0
九		93	**その他業務に起因することの明らかな疾病**	12	0	0	11	2	4
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ以降						
			[非災害性脳血管疾患]	(4)			(3)		(1)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(4)			(5)		
			[精神障害等]	(4)			(3)	(2)	(3)
			合計	722	44	65	129	57	54
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	707	43	64	116	53	45
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	15	1	1	13	4	9
			A/(A+B)	97.9%	97.7%	98.5%	89.9%	93.0%	83.3%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
1	2			6	4	18	24	1					2	5	7	6	
	(1)			(4)		(14)	(9)						(1)	(2)	(1)	(1)	
(1)	(1)			(2)	(4)	(4)	(15)	(1)					(1)	(3)	(5)	(5)	
						2											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	13	2	3	25	4	53	39	8	6	3	0	6	3	6	9	18	5
(2)	(8)			(12)		(29)	(13)	(3)	(5)	(1)		(3)		(3)	(4)	(7)	(3)
(3)	(2)	(1)	(2)	(5)	(1)	(16)	(9)	(1)	(1)	(2)		(1)	(1)	(2)	(3)	(6)	(1)
(2)	(3)	(1)	(1)	(8)	(3)	(8)	(17)	(3)				(2)	(2)	(1)	(2)	(5)	(1)
142	164	74	85	515	248	640	382	196	72	63	85	47	133	184	157	366	220
129	149	72	79	483	242	583	335	186	65	60	79	41	127	177	145	341	215
13	15	2	6	32	6	57	47	10	7	3	6	6	6	7	12	25	5
90.8%	90.9%	97.3%	92.9%	93.8%	97.6%	91.1%	87.7%	94.9%	90.3%	95.2%	92.9%	87.2%	95.5%	96.2%	92.4%	93.2%	97.7%

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
6		70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7		71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫			25	20	7	3
			(石綿に曝される業務による肺がん)			(6)	(2)	(4)	(1)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)			(20)	(18)	(3)	(2)
8		72	ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9		81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9		81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10		82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん			1			
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11		83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12		84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13		85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん						
14		86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15		87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16		90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17		91	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
18		92	1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八		93	**前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病**	0	0	0	0	0	0
九		93	**その他業務に起因することの明らかな疾病**	9	10	53	23	6	2
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ以降						
			[非災害性脳血管疾患]	(2)	(4)	(22)	(9)	(4)	(1)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(1)	(3)	(14)	(5)	(1)	
			[精神障害等]	(6)	(2)	(16)	(9)	(1)	(1)
			合計	94	233	915	355	68	97
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	83	219	846	330	61	95
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	11	14	69	25	7	2
			A/(A+B)	88.3%	94.0%	92.5%	93.0%	89.7%	97.9%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
																	0
1	1	10	11	3		3	4		7	2	0	1	1	1			186
		(5)	(1)				(2)		(4)	(1)							(59)
(1)	(1)	(5)	(10)	(3)		(3)	(2)		(3)	(1)		(1)	(1)	(1)			(127)
																	0
																	0
																	0
																	1
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
		2							4								8
			1		2												5
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	8	13	3	3	3	3	1	24	2	1	12	4	4	4	1	429
		(3)	(4)	(1)	(1)	(2)	(1)		(9)	(1)		(5)	(1)	(1)	(1)	(1)	(174)
(1)		(2)	(5)			(1)	(1)		(13)		(1)	(3)	(1)	(1)	(1)		(120)
		(3)	(4)	(2)			(1)	(1)	(2)	(1)		(4)	(2)	(2)	(2)		(130)
37	45	188	247	72	89	101	171	156	380	58	246	119	97	93	89	64	8,858
34	45	179	226	68	86	97	166	155	351	55	243	107	92	88	85	62	8,309
3	0	9	21	4	3	4	5	1	29	3	3	12	5	5	4	2	549
91.9%	100%	95.2%	91.5%	94.4%	96.6%	96.0%	97.1%	99.4%	92.4%	94.8%	98.8%	89.9%	94.8%	94.6%	95.5%	96.9%	93.8%

表13-1 傷病別長期療養者推移状況(2004年度)

区分 傷病名	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者(再発を含む)	治ゆ又は中断者	死亡	傷病(補償)年金移行	本年度末療養中	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
じん肺患者	9,166	1,194	49	522	527	9,262	508	442	816	7,496
せき髄損傷患者	327 (43)	401 (68)	307 (45)	2	43 (4)	376 (62)	132 (28)	89 (15)	84 (8)	71 (11)
外傷性の脳中枢損傷患者	700 (218)	694 (230)	633 (201)	11 (3)	48 (16)	702 (228)	212 (82)	148 (44)	174 (56)	168 (46)
頭頸部外傷症候群患者	601 (149)	556 (156)	554 (156)	3	20 (5)	580 (144)	160 (38)	120 (39)	146 (36)	154 (31)
頸肩腕症候群患者	118	40	37			121	5	8	17	91
腰痛患者	615	512	514	2		611	120	134	126	231
一酸化炭素中毒患者	7	1	4			4				4
振動障害患者	8,624	492	556	108		8,452	248	205	490	7,509
その他の患者	16,315 (2,652)	19,906 (3,164)	19,836 (3,138)	68 (4)	53 (5)	16,264 (2,669)	5,908 (1,039)	3,737 (611)	3,384 (590)	3,235 (429)
骨折	9,303 (1,998)	12,120 (2,442)	12,162 (2,425)	19 (2)	14 (1)	9,228 (2,012)	3,787 (819)	2,194 (461)	1,957 (463)	1,290 (269)
切断	536 (11)	702 (7)	684 (8)	1	3	550 (10)	228 (2)	139 (3)	112 (4)	71 (1)
関節の障害	1,528 (198)	1,890 (237)	1,861 (241)			1,557 (194)	559 (83)	383 (46)	327 (38)	288 (27)
打撲傷	1,050 (173)	1,273 (246)	1,219 (223)	3	10 (3)	1,091 (193)	378 (73)	283 (54)	221 (37)	209 (29)
創傷	766 (54)	1,189 (64)	1,172 (75)		1	782 (43)	282 (18)	213 (8)	158 (13)	129 (4)
その他	3,132 (218)	2,732 (168)	2,738 (166)	45 (2)	25 (1)	3,056 (217)	674 (44)	525 (39)	609 (35)	1,248 (99)
合計	36,473 (3,062)	23,796 (3,618)	22,490 (3,540)	716 (7)	691 (30)	36,372 (3,103)	7,293 (1,187)	4,883 (709)	5,237 (690)	18,959 (517)

( ) は通勤災害に係る件数で内数である。
厚生労働省労働基準局『労災保険事業年報 平成16年度』により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表13-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表13-3 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2004年度末)

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	1,013	21	32	68	1	39		1,465	1,044	581	43	143	42	40	195	3,683
青森	54	6	9	5		1		32	144	87	2	14	10	9	22	251
岩手	60	5	13	5		1		14	164	83	5	5	3	9	59	262
宮城	225	8	8	8	2	11		19	364	241	10	30	17	15	51	645
秋田	84	1	2	2		3		37	99	53	1	6	2	1	36	228
山形	95	1	7	6		1		41	146	84	6	9	10	7	30	297
福島	221	5	10	4				41	115	65	6	1	3	3	37	396
茨城	259	6	10	10		6		9	156	93	10	3	7	9	34	456
栃木	69	10	9	3	1	4		7	185	109	7	21	8	5	35	288
群馬	98	8	5	5	4	1		50	259	161	12	27	16	16	27	430
埼玉	52	22	35	23	5	38		50	589	350	23	59	37	25	95	814
千葉	47	23	66	77	10	132	1	25	1,036	576	22	142	84	60	152	1,417
東京	114	19	76	72	22	31		68	1,236	718	39	113	56	51	259	1,638
神奈川	211	21	59	43	15	81	1	78	1,136	661	31	103	60	52	229	1,645
新潟	251	8	12	10		3		165	227	122	8	23	3	13	58	676
富山	122	5	1	1				66	101	51	9	7	5	12	17	296
石川	36	1	2	1		1		24	111	85	9	1	3	2	11	176
福井	107		1	3				78	70	44	3	2	3	5	13	259
山梨	50	3	3	9				35	79	50	3	2	2	2	20	179
長野	178	5	16	6		4		124	299	164	6	36	18	14	61	632
岐阜	312	10	11	6		13		197	212	136	2	12		10	52	761
静岡	98	12	30	10	4	6		44	419	242	19	29	29	33	67	623
愛知	154	14	37	7	4	2		52	808	497	28	41	87	49	106	1,078
三重	30	6	5	3		2		82	147	77	7	8	6	6	43	275
滋賀	70	5	15	17	4	27		64	193	108	10	19	8	5	43	395
京都	215	10	8	20	10	42	2	283	308	166	14	34	18	15	61	898
大阪	291	26	40	24	17	29		119	2,004	1,007	57	231	239	108	362	2,550
兵庫	463	18	29	29	7	60		230	767	474	22	68	47	42	114	1,603
奈良	103	2	6	2				82	158	74	29	12	18	5	20	353
和歌山	76	6		1		1		80	236	113	3	19	34	10	57	400
鳥取	27	2	3					17	47	22	1	1			23	96
島根	63	1	1	4				70	52	27	1	12		1	11	191
岡山	593	6	16	6		3		129	237	144	10	14	8	8	53	990
広島	473	14	24	25	1	13		202	574	326	19	59	31	25	114	1,326
山口	229	5	4		3			71	186	105	7	6	11	19	38	498
徳島	115	1	6	2				351	51	25	3	4	4	2	13	526
香川	48	7	10	9		3		99	105	61	5	6	6	7	20	281
愛媛	237	14	21	22	2	8		1,017	505	307	13	46	31	19	89	1,826
高知	232	2	7	6		32		1,068	166	82	1	44	19	6	14	1,513
福岡	504	13	23	3		3		82	599	324	16	49	40	19	151	1,227
佐賀	74	2	3					28	66	41	1	4	4	2	14	173
長崎	728	2						47	88	57	3	10	2	2	14	865
熊本	109	2						241	134	75	5	15	13	6	20	486
大分	386	4	13	17	9	5		583	253	130	3	38	20	16	46	1,270
宮崎	92	6	5	1				490	118	61	10	8	8	9	22	712
鹿児島	174	7	9	4		4		271	208	137	4	13	11	4	39	677
沖縄	20	1		1		1		25	63	32	2	8	8	4	9	111
合計	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達
2005年度

2005. 4. 1　石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について」★
2005. 4. 1　基発第0401010号「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務に関する準則の改定について」★
2005. 4. 1　基発第0401011号「『労災保険審査請求事務取扱手引』の改正について」★
2005. 4. 1　基発第0401035・6号「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」☆※
2005. 4. 1　基賃時発第0401002号「平成17年度における労働時間短縮関係事業等の実施について」☆
2005. 4. 1　基労保発第0401002号「労災年金の適正給付について」★
2005. 4. 1　基徴発第0401001号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」★
2005. 4. 5　基徴発第0405001号「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う労働保険事務組合への指導等について」★
2005. 4. 8　基発第0408001号「労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロに掲げる作業に従事する者に係る特別加入の取扱いについて（一部改正）」☆
2005. 4. 8　基発第0408006号「『内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の生殖系・次世代への影響評価に関する研究』の成果の公表について」★
2005. 4. 8　基発第0408007号「『職域におけるシックハウス対策事業』の成果の公表について」★
2005. 4. 8　基発第0408008号「『化学物質の有害性調査事業』の成果の公表について」★
2005. 4. 11　基賃時発第0411001号「『専門業務型裁量労働制に関する協定届』に関係する報告について」★
2005. 4. 25　基発第0425004号「国家公務員倫理規程の一部を改正する政令の施行について（通知）」★
2005. 4. 25　基発第0425005号「『厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備等について』の一部改正について」★
2005. 4. 26　基発第0426001号「平成17年度外国人労働者問題啓発月間について」
2005. 4. 26　基監発第0426001号・職発第0426001「平成17年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
2005. 4. 26　基発第0426003号「労働基準法の一部改正について」★
2005. 4. 27　基安化発第0427001号「石綿障害予防規則第5条に基づく作業の届出について」☆※※
2005. 4. 28　基安化発第0428001号「（社）日本鉄鋼連盟による『鉄鋼業における化学設備及び特定化学設備の定期自主検査指針』の策定について」★
2005. 4. 28　基監発第0428001号「タクシー事業場における労働条件の確保・改善のための具体的な取組について」★
2005. 5. 10　基監発第0510002号「タクシー事業場における労働条件の確保・改善のための具体的な取組に当たって留意すべき事項について」★
2005. 5. 12　基発第0512002～3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」☆※
2005. 5. 12　基安化発第0512001・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」☆※
2005. 5. 13　基安労発第0513001号「熱中症による死

亡災害発生状況(平成16年分)について」☆※

2005. 5. 20　基安発第0520001～3号「既設下水道管に新設下水道管を接続する下水道工事における労働災害の防止の徹底について」☆※

2005. 5. 30　基監発第0530001号・職外発第0530001号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」★

2005. 5. 30　基安発第0530001・2号「高所作業車運転業務従事者危険再認識教育について」☆※

2005. 6. 1　基発第0601005号「電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」☆※

2005. 6. 1　基安発第0601001号「『職場における喫煙対策のためのガイドライン』に基づく対策の推進について」☆※

2005. 6. 1　基安化発第0601001・2号「『鉄鋼業における化学物質管理マニュアル』の送付について」★

2005. 6. 2　基安化発第0602001号「石綿障害予防規則第5条に基づく作業の届出を行う事業者の取扱いについて」☆*※

2005. 6. 6　基安化発第0606001～3号「酸化プロピレンの生殖毒性に係る有害性調査の結果及び危険有害性等の表示等について」☆※

2005. 6. 6　事務連絡「高所作業車運転業務従事者に対する危険再認識教育の実施について」☆※

2005. 6. 10　基安発第0610001号「登録製造時等検査機関等に対する監査の実施に当たって留意すべき事項について」★

2005. 6. 10　基安発第0610002号「検査業者及び登録教習機関に対する行政処分等について」★

2005. 6. 13　基安化発第0613002号「石綿を含有する建材の在庫品の販売の自粛について」★

2005. 6. 14　基発第0614001号「N,N-ジメチルホルムアミドによる健康障害を防止するための指針、アントラセンによる健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針等の閲覧及び周知について」☆※

2005. 6. 14　基発第0614002号「N,N-ジメチルホルムアミドによる健康障害を防止するための指針、アントラセンによる健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針等について」☆

2005. 6. 14　基監発第0614001号「労働時間管理の適正化の推進状況の把握について」★

2005. 6. 15　基発第0615001号「昭和52年9月26日付け基発第543号『貯蓄金の保全措置に係る命令の運用等について』の一部改正について」★

2005. 6. 15　基安発第0615001号「鉄道事業者に対する安全衛生管理等の徹底について」☆※

2005. 6. 15　基安安発第0615001号「鉄道事業者に対する安全衛生管理等の徹底について留意すべき事項」☆

2005. 6. 15　基安発第0615002号「重大災害増加等に伴う業界団体等に対する緊急要請について」☆

2005. 6. 15　基安労発第0615001号「酸素欠乏症等災害発生状況の分析について」☆※

2005. 6. 16　基安労発第0616001号「『メンタルヘルス対策支援事業』について」☆

2005. 6. 16　基安労発第0616002号「蜂刺され災害の防止について」☆

2005. 6. 21　基発第0621003・4号「酢酸ビニル、パラ-ジクロルベンゼン及びビフェニルに係る基準濃度の設定について」☆※

2005. 6. 22　基安化発第0622001・2号「建材中の石綿含有率の分析方法について」☆*※(8月9日訂正)

2005. 6. 23　基発第0623002号「塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた肝血管肉腫の業務上外について(回答)」★

2005. 6. 24　基賃時発第0624001・2号「夏季における連続休暇の普及促進について」☆

2005. 6. 28　基労補発第0628001号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★

2005. 7. 5　基監発第0705001号「平成17年度におけるタクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」★

2005. 7. 5　基監発第0705002号「平成17年度におけるタクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施に当たって留意すべき事項ついて」★

2005. 7. 5　基安発第0705002号「地域保健と職域保健の連携の推進について」☆

2005. 7. 5　基安化発第0705002号「次亜鉛素酸塩溶液と酸性溶液との混触による塩素中毒災害の防止について」★

2005. 7. 13　基監発第0713001号「平成17年10月から適用される社内預金の下限利率について」★

2005. 7. 15　基発第0715001号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」*※☆
2005. 7. 15　基監発第0715001号・基労補第0715001号・基安化発第0715001号・基安労発第0715001号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応の具体的な進め方について」★
2005. 7. 19　基労補発第0719002号「求償債権の回収業務の業務委託に当たっての留意事項について」★
2005. 7. 20　基安化発第0720001号「石綿の代替化に関する緊急会議の開催について」★
2005. 7. 22　基安発第号「石綿取扱い等事業場名簿等の公表について」★
2005. 7. 22　基労補発第0722001号「石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定事業場リストの公表に当たっての事前通告について」★
2005. 7. 26　基安発第0726001～3号「石綿を含有する建材の在庫品の販売停止について」☆※
2005. 7. 26　基安発第号0726004～6「石綿を含有する在庫品の使用等の停止について」☆※
2005. 7. 27　基労補発第0727001号「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」☆
2005. 7. 28　基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」☆*※
2005. 7. 28　基監発第0728001号・基安化発第0728002号「石綿ばく露防止対策の推進に当たっての留意すべき事項について」
2005. 7. 29　基発第0729002号「石綿が使用されている建築物等の解体等を行う作業場現場に対する監督指導等の重点的な実施について」
2005. 7. 29　基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」※
2005. 7. 29　基監発第0729001号・基安化発第0729001号「石綿等が使用されている建築物等の解体等を行う作業現場に対する監督指導等の重点的な実施に当たって留意すべき事項について」
2005. 7. 29　基安化発第0729003号「石綿含有製品に係る適正な表示及び文書交付について」*☆
2005. 8. 1　基安労発第0801001号「地域保健と職域保健の連携の推進において留意すべき事項について」☆
2005. 8. 2　基安発第0802001～3号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示の推進について」★
2005. 8. 4　基安化発第0804001号「石綿による健康障害防止対策への対応について(依頼)」★
2005. 8. 8　基安発第0808002～4号「フラットデッキの使用に係る注意喚起等について」☆※
2005. 8. 10　基発第0801001・2号「石綿に係る臨時健康相談等の実施について」☆
2005. 8. 10　基安発第0801001・2号「石綿に係る臨時健康相談等の実施要領について」☆
2005. 8. 12　基監発第0812001号・基安労発第0812001号・基安化発第号0812001「現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場に対する再監督等の実施について」★
2005. 8. 12　基安労発第0812002号「熱中症による労働災害発生状況について(速報)」☆
2005. 8. 12　基安発第0812001～3号「建材等の石綿使用状況に係る情報の公開・提供について」*☆
2005. 8. 16　基発第0816001号「石綿の使用状況等調査について(回答)」★
2005. 8. 22　基安化発第0822001号・基安労発第0822001・2号・基安安発第0822001・2号「平成17年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目について」★
2005. 8. 26　基発第0826001号「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」☆*※
2005. 8. 26　基監発第0826001号・基安化発第0826001号「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応に当たっての留意すべき事項について」★
2005. 8. 29　基発第0829001・2号「石綿に係る健康相談等の追加実施について」☆
2005. 8. 30　基安化発第0830001号「石綿含有製品の実態調査について」★
2005. 8. 31　基発第0831003号「『計画の届出に係る審査等について』の一部改正について」★
2005. 9. 2　基発第0902017号「労災診療費に関する会計実地検査の結果について」★
2005. 9. 8　基監発第0908001号・基安化発第0908001号「石綿等を含有するとみられるブレーキライニングを使用する完成自転車の輸入・販売事業者に対する監督指導又は個別指導等の実施について」
2005. 9. 8　基賃時発第0908002号・基監発第0908

003「平成17年度ゆとり創造月間の実施について」☆

2005. 9. 8　基賃時発第0908001号・基監発第0908002号「平成17年度ゆとり創造月間の実施について」☆

2005. 9. 8　基安安発第0908001・2号「登録性能検査機関による性能検査の確実な実施について」

2005. 9. 12　基発第0912002号「司法処理基準の一部改正について」【全部不開示】

2005. 9. 12　基発第0912004号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の改正について」【全部不開示】

2005. 9. 12　基監発第0912001号「司法処理基準及び使用停止等処分基準の改正及び即日施行に伴う監督復命書作成上の取扱いについて」【全部不開示】

2005. 9. 12　基安労発第0912001号「熱中症による労働災害発生状況について(速報)」☆

2005. 9. 14　基安安発第0914001・2号「シャー(紙裁断機)による危険の防止について」☆

2005. 9. 15　基労発第0915001号「石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について(依頼)」★

2005. 9. 16　基安労発第0916001号「企業等における住民健診結果の報告について(依頼)」★

2005. 9. 20　基安発第0920002～4号「石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤及びこれらを使用する製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止等について」☆*※

2005. 9. 20　基安発第0920005～7号「石綿を使用している製品の代替化の促進について」☆*※

2005. 9. 22　基発第0922001号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」☆*

2005. 9. 22　基労補発第0922001号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについての周知広報について」★

2005. 9. 22　基労補発第0922002号「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領について」★

2005. 9. 22　基労補発第0922003～5号「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について」★

2005. 9. 22　基発第0922008号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2005. 9. 22　基発第0922009号「政令監督官制度の運用について」★

2005. 9. 22　基総発第0922001号「政令監督官制度の運用に当たって留意すべき事項について」★

2005. 9. 27　基安化発第0927001・2号「『燻蒸作業における化学物質管理マニュアル』の送付について」★

2005. 9. 27　基安安発第0927001号「簡易ボイラー等構造規格を具備しない簡易ボイラーに係る協議について(回答)」☆

2005. 9. 28　基労補発第0928001号「『石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について』の一部改正について」☆

2005. 9. 29　基発第0929002号「労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2項ロに掲げる作業に従事する者に係る特別加入の取扱いについて(一部改正)」☆

2005. 9. 29　基安労発第0929001号「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業の具体的運用について」☆

2005. 9. 29　基安発第0929001・2号「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業実施細目について」☆

2005. 9. 30　基発第0930001・3号「労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範について」【全部不開示】

2005. 9. 30　基発第093002号「司法処理基準の取扱いについて」【全部不開示】

2005. 9. 30　基発第0930004号「『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」★

2005. 9. 30　基発第0930005号「労働基準局の所掌事務の変更及びこれに伴う通達等の取扱いについて」☆

2005. 9. 30　基労補発第0930001号「石綿による疾病に係る労災補償制度の周知徹底について」★

2005. 9. 30　基発第0930006号「『労働基準法関係解釈例規について』の一部改正について」★

2005. 9. 30　基安発第0930001号「石綿障害予防規則に基づく措置の遵守徹底に係る協力依頼について」★

2005. 9. 30　基安発第0930002号「石綿取扱い事業場名等の公表に係る取り扱いについて」★

2005.10. 3　基安安発第1003001・2号「エレベーター昇降路内の補修作業について」☆

2005.10. 4　基安労発第1004001号「蜂刺され災害の防止について」☆

2005.10. 5　基安労発第10005001号「企業等における住民健診結果の報告について(追加依頼)」

2005年度 労働基準行政関係通達

★

2005.10. 6　基監発第1006001号「労働時間管理の適正化の推進について」★

2005.10.11　基安労発第1011001～3号「中皮腫患者に対する調査研究への協力について（御依頼）」★

2005.10.12　基監発第1012001号・基安化発第1012001号「石綿を含有するおそれのある岩石を加工し製剤等として販売している事業者に対する監督指導又は個別指導の実施について」★

2005.10.17　基発第1017001号「労働基準行政情報システムに係る機械処理手引（電子申請関連編）の一部改正について」★

2005.10.17　基安労発第1017001号「熱中症による労働災害発生状況について（速報）」☆

2005.10.24　基安労発第1024001号「働き盛りのメンタルヘルスケア支援事業について（協力依頼）」☆

2005.10.24　基安労発第1024002号「働き盛りのメンタルヘルスケア支援事業に係る都道府県等への協力依頼について」☆

2005.10.25　基安安発第1025001号「圧力容器構造規格を具備しない第二種圧力容器及び簡易ボイラー等構造規格を具備しない容器に係る協議について（回答）」☆

2005.10.26　基発第1026006号「特別司法警察職員の人員及び捜査活動状況について（回答）」★

2005.10.26　基労補発第1026001・2号「法務省・厚生労働省労災訴訟事務打合せ会の開催について」★

2005.10.27　基発第1027001・2号「労災診療費の適正払いの徹底について」★

2005.10.28　基安安発第1028001号「動力プレス機械構造規格を具備しないプレス機械に係る協議について（回答）」☆

2005.10.31　基労補発第1031001号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」☆

2005.10.31　基安化発第1031001・2号「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策について」☆*

2005.11. 1　基発第1101005号「石綿による疾病に係る労災補償制度の周知について（依頼）」★

2005.11. 2　基発第1102002・3号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律について」☆*※

2005.11. 9　基安労発第1119001号「平成17年度における産業医共同選任事業の効果的な実施の促進について」☆

2005.11. 9　基労発第1109001号「産業保健ハンドブックの労災指定医療機関あて配布について」★

2005.11.14　基労補発第1114001号「産業保健ハンドブックの労災指定医療機関に対する配布について」★

2005.11.15　基安化発第1115001号「廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類の濃度及び含有率測定について」☆*※

2005.11.17　基安労発第1117001号「地域産業保健推進センター事業の成果目標について」☆

2005.11.24　基労補発第1124001～6号「石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について（依頼）」★

2005.12. 1　基安労発第1201001号「原子炉等規制法におけるクリアランス制度の導入と電離放射線障害防止規則の関係について」☆

2005.12. 1　基労補発第1201001号「セクシャルハラスメントによる精神障害等の業務上外の認定について」☆

2005.12. 2　基発第1202001号「監督指導業務及び措置状況等報告の中止に係る届出について」★

2005.12. 2　基発第1202002号「賃金不払事件、貯蓄金返還及び工賃不払事件処理状況」報告の中止に係る届出について」★

2005.12. 2　基発第1202011号「関係通達の改正について」★

2005.12. 2　基監発第1202001号「関係通達の改正について」★

2005.12. 7　基発第1207001号「有料道路自動料金収受システム（ETC）使用レーンでの料金収受業務等における労働災害の防止について（要請）」☆

2005.12. 7　基安安発第1207001号「有料道路自動料金収受システム（ETC）使用レーンでの料金収受業務等における労働災害の防止について留意すべき事項」☆

2005.12.14　基発第1214003号「労働基準行政情報システム事務処理手引（概要・共通編、監督関連編、安全衛生関連編）の改訂について」★

2005.12.14　基発第1214004号「労働基準行政情報システムに係る機械処理（監督関連編、安全衛生関連編）について」★

2005.12.14　基安化発第1214001号「製品への石綿の使用の中止について」★

2005.12.16　基労補発第1216001号「石綿による疾病の業務起因性判断のための調査実施要領の改正について」★

2005.12.20　基発第1220002号「年金スライド率の低下に伴う労災就学等援護費の取扱いについて」★

2005.12.28　基安化発第1228001・2号「『動物実験施設の病理組織検査室におけるホルムアルデヒドに係る労働衛生対策マニュアル』の送付について」★

2006. 1.18　基安発第0118001～4号「アスベスト製品の代替化の促進について」☆＊

2006. 1.20　基安安発第0120001号・基安労発第0120001号「労働者死傷病報告の提出について」★

2006. 1.24　基発第0124003号「平成17年度中央労働基準監察結果の概要について」★

2006. 1.25　基発第0125001号「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」＊

2006. 1.25　基発第0125002号「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」☆＊

2006. 1.25　基労補発第0125001号「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準の施行に当たって留意すべき事項について」★

2006. 1.25　基発第0125003・4号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について」★

2006. 1.25　基労補発第0125002号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正に伴う運用上の留意事項について」★

2006. 1.27　基労補発第0127001号「障害等級認定基準及びアフターケア実施要領の一部改正について」★

2006. 1.27　基発第0127002号「登録教習機関に対する監査指導等の徹底について」★

2006. 1.27　基発第0127003・4号「登録教習機関における不正行為の防止について」☆

2006. 1.30　基安労発第0130001号「今後の石綿に係る健康相談等の実施について」☆

2006. 2. 6　基安化発第0206001号「鉄鋼業における一酸化炭素中毒の防止に係る点検の実施について」★

2006. 2. 7　基監発第0207001号「介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について」★

2006. 2. 9　基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」☆

2006. 2.10　基発第0210001・2号「『足場先行工法に関するガイドライン』の改正について」☆※

2006. 2.13　基発第0213001号「『自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について』の一部改正について」★

2006. 2.13　基監発第0213001号「タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」★

2006. 2.13　基監発第0213002号「タクシー事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施に当たって留意すべき事項ついて」★

2006. 2.13　基監発第0213003号「『自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について』の一部改正について」★

2006. 2.14　基発第0214001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★

2006. 2.15　基発第0215001号「作業環境測定法施行規則第17条9号後段の規定について」☆※

2006. 2.15　基発第0215002号「『労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について』の一部改正について」★

2006. 2.17　基監発第0217001号・基徴発第0217001号「タクシー事業者等に対する法令遵守に関する指導における地方運輸機関との連携について」★

2006. 2.20　基安発第0220001号「アーク溶接作業における粉じん障害防止のための工学的対策の推進について」☆※

2006. 2.22　基安安発第0220001号「平成15年4月30日付け基発第0430004号『ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について』の正誤について」☆※

2006. 2.23　基安労発第0223001号「じん肺管理区分決定の審査におけるCR写真の取扱いの徹底について」★

2006. 2.24　基発第0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」＊※

2006. 2.24　基発第0224004号「労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」＊※

2005年度 労働基準行政関係通達

2006. 2. 24　基発第0224005号「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程、化学物質作業主任者技能講習規程及び石綿作業主任者技能講習規程の適用等について」*※

2006. 2. 24　基発第0224006号「クレーン・デリック運転士免許試験について」*※

2006. 2. 24　基発第0224007号「クレーン・デリック運転士免許試験の具体的方法等について」☆

2006. 2. 24　基監発第0224001号「平成18年4月から適用される社内預金の下限利率について」★

2006. 2. 24　基安安発第0224001号「安全衛生管理者選任時研修及び同講師養成講座の運用事項の取扱いに係る照会について(回答)」☆

2006. 3. 1　基発第0301002号「社会保険労務士法の一部を改正する法律等の施行について」☆

2006. 3. 3　基労管発第0303001号「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に係る周知広報について」★

2006. 3. 7　基労発第0307001号「石綿健康被害救済制度等の周知について(依頼)」★

2006. 3. 7　基労補発第0307001号「障害等級認定基準及びアフターケア制度に関する周知について(依頼)」

2006. 3. 9　基発第0309002・3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」*※

2006. 3. 9　基監発第0309001号「労働条件改善アドバイザーの勤務実績の報告の廃止について」★

2006. 3. 9　基労補発第0309001号「特別加入の継続委託に関する質疑応答について」★

2006. 3. 10　基発第0310001号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」*※

2006. 3. 10　基安発第0310001号「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」*※

2006. 3. 10　基安発第0310002号「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定の取消等に係る留意事項について」★

2006. 3. 10　事務連絡「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定申請書の記載例について」*※

2006. 3. 10　基安安発第0310001号「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定の事務処理に当たっての留意事項について」★

2006. 3. 13　基労発第0313001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★

2006. 3. 14　基発第0314002号「労災就学等援護費支給要綱の一部改正について」☆

2006. 3. 14　基発第0314004号「第三者行為災害事務取扱手引の一部改正について」★

2006. 3. 14　基安安発第0314002・3号「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項等の一部改正について」☆

2006. 3. 15　基発第0315001号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の適用について」*※

2006. 3. 15　基発第0315002号「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰実施要領の一部改正について」☆

2006. 3. 15　基発第0315003号「『化学物質による労働災害防止対策事業』の成果の公表について」★

2006. 3. 16　基労管発第0316001号「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行について」★

2006. 3. 17　基発第0317001号「『労働基準行政情報システムに係る機械処理手引(電子申請関連編)の一部改正について」★

2006. 3. 17　基発第0317003号「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(『特別遺族給付』の支給関係)について」*☆

2006. 3. 17　基発第0317004号「特別遺族給付金の支給事務の取扱いについて」★

2006. 3. 17　基発第0317005号「労働災害に関連する犯罪の捜査における警察機関との捜査共助について」★

2006. 3. 17　基監発第0317001号「労働災害に関連する犯罪の捜査における警察機関との捜査共助に当たって留意すべき事項について」★

2006. 3. 17　基発第0317007号「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について」*※

2006. 3. 17　基発第0317008・9号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」*※

2006. 3. 17　基発第0317010号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」★

2006. 3. 17　基発第0317012号「『自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について』の一部改正について」★

2006. 3. 17　基労管発第0317007号・基労補発第0317

001号・基労保発第0317001号「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく請求書の受付管理について」★

2006. 3. 17　基労管発第0317014号・基労補発第0317002号「『石綿救済法の相談対応の手引』の作成について」★

2006. 3. 17　基労管発第0317015号・基労補発第0317003号「特別遺族給付金の支給請求書に添付する死亡届書記載事項証明書の交付依頼について」★

2006. 3. 20　基安安発第0320001号「『危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説』について」＊

2006. 3. 22　基発第0322005号「労働基準局報告例規の一部改正について」★

2006. 3. 22　基安第0322001号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」＊

2006. 3. 22　基安第0322004号「工事用エレベーター組立・解体等作業指揮者に対する安全教育について」☆※

2006. 3. 22　基安安発第0322002号「特定機械等の検査制度に係る留意事項について」＊※

2006. 3. 22　基安安発第0322003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行に伴う特定機械等の製造時等検査等に係る留意事項について」☆

2006. 3. 24　基発第0324004号「『地方労災補償監察官監察指針』の改正について」★

2006. 3. 24　基発第0324005号「『地方労働基準監察監督官制度の運営について』の一部改正について」★

2006. 3. 28　基労保発第0328002号「特定疾病の追加に関する労働保険徴収法施行規則改正に伴う『年金・一時金システム』、『短期給付一元管理システム』及び『メリットシステム』の機械処理について」

2006. 3. 28　基発第0328003号「『徴収関係事務取扱手引Ⅰ(徴収・収納)』の一部改正について」★

2006. 3. 29　基発第0329007号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)」★

2006. 3. 29　基労補発第0329001号「不法就労外国人に対する労災補償状況(平成16年度分)について」☆

2006. 3. 29　基労補発第0329002号「不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告の廃止について」★

2006. 3. 30　基発第0330004号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」※

2006. 3. 30　基発第0330005号「職場改善用機器整備事業について」★

2006. 3. 30　基発第0330007号「ボイラー及び圧力容器安全規則第16条に規定するボイラーの据付けの作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者について」☆

2006. 3. 30　基発第0330009号「労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の改正について」☆

2006. 3. 31　基発第0331001・2号「労働者の心の健康の保持増進のための指針の策定について」＊※

2006. 3. 31　基発第0331004号「自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することについて」＊※

2006. 3. 31　基発第0331005号「分社化に伴い分割された事業場における安全管理者等の業務について」＊※

2006. 3. 31　基発第0331006号「検査業者及び作業環境測定士の登録に対する登録免許税の課税について」☆※

2006. 3. 31　基安安発第0331001号「『登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について』の一部改正について」☆

2006. 3. 31　基安労発第0331001号「『登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録等に係る事務処理等について』の一部改正について」☆

2006. 3. 31　基安労発第0331002号「労働安全衛生法第66条の8及び同法第66条の9に規定する面接指導等に関する健康情報の取扱について」☆

2006. 3. 31　基安安発第0331002号「労働災害防止団体法で規定する安全管理士について」☆

2006. 3. 31　基安安発第0331003号「積載形トラッククレーン定期自主検査者教育について」☆

2006. 3. 31　基発第0331007号「平成18年度地方労働行政運営方針について」☆

2006. 3. 31　基発第0331008・9号「2,3-エポキシ-1-プロパノールによる健康障害を防止するための指針、キノリン及びその塩による健康障害を防止するための指針、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼンによる健康障害を防止するための指針、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン・水和物による健康障害を防止するための指

針及び2-ブテナールによる健康障害を防止するための指針の閲覧及び周知について」☆※

2006. 3. 31　基発第0331010号「ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン・水和物による健康障害を防止するための指針の閲覧及び周知について」★

2006. 3. 31　基発第0331011号「有期契約労働者就業環境改善プロジェクトの実施について」★

2006. 3. 31　基発第0331012号「労働条件確保改善推進員の配置について」★

2006. 3. 31　基監発第0331001号「労働条件改善確保推進員の配置等に関して留意すべき事項について」★

2006. 3. 31　基発第0331014号「労災診療費算定基準の一部改定について」☆

2006. 3. 31　基労補発第0331001号「労災診療費算定基準の一部改定に係る留意事項について」☆

2006. 3. 31　基労補発第0331002号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」☆

2006. 3. 31　基発第0331019号「石綿障害防止総合相談員の配置について」★

2006. 3. 31　基安化発第0331001号「石綿障害防止総合相談員の配置等に関して留意すべき事項について」★

2006. 3. 31　基発第0331020号「フォークリフト運転技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労基準局長が定める者について」☆

2006. 3. 31　基発第0331021号「労災保険収支改善推進事業の廃止について」☆

2006. 3. 31　基徴発第0331002号「労働保険適用推進員を廃止する訓令の制定について」★

2006. 3. 31　基徴発第0331003号「平成18年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等」★

2006. 3. 31　基発第0331023号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針」等の周知について」※

2006. 3. 31　基発第0331024号・職発第0331040号・能発第0331004号「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル（各支給機関用）』の送付について」★

2006. 3. 31　基発第0331027号「労働安全衛生法等の一部改正等に伴う安全衛生業務の推進について」★

2006. 3. 31　基発第0331030号「工業標準 クレーン―逸走防止装置―第1部：一般 外1件の制定について（公示）」☆

2006. 3. 31　基発第0331032号「労働基準局報告例規の一部改正について」★

2006. 3. 31　基発第0331035号「『地域産業保健センター事業実施要綱』の改正について」☆

2006. 3. 31　基発第0331036号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」★

2006. 3. 31　基発第0331039号「『求償債権の回収業務の業務委託の実施について』の一部改正について」★

2006. 3. 31　基発第0331040号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」★

2006. 3. 31　基発第0331041号「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」★

2006. 3. 31　基発第0331042号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別視給金規則の一部を改正する省令の施行について」☆

2006. 3. 31　基総発第0331001号「平成18年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★

2006. 3. 31　基労保発第0331003号「『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づく特別遺族給付金に係る機械処理事務の開始について」★

2006. 3. 31　基労保発第0331001号「『石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付に係る機械処理について（『給付統計システム』）」★

★開示請求により入手したもの

☆「行政サービス」として提供させ入手したもの

※（財）安全衛生情報センター「法令情報」掲載（http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/horei01.html）

*厚生労働省ホームページ（法令等データベースシステム（http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html）、アスベスト（石綿）情報（http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/）、労働安全衛生法改正（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/）

全国安全センターの活動報告と方針案

この一年間の基調がクボタ・ショックに端を発したアスベスト問題にあったことは言うまでもありません。関西をはじめとした各地域安全センターと全国安全センターは、まさに最前線で事態を先導してきたと自負しています。

そして私たちは、今回のアスベスト問題を、一時期の一つの課題に関する問題としてだけではなく、労働災害・職業病全般、さらには公害をも包含した産業災害に係る普遍的な問題ととらえ、予防と補償、国や企業の責任、運動のあり方などをとらえ返す試金石としていく必要性を痛感しています。

そのような問題意識を念頭に置きながら、この間私たちの果たしてきた役割の意義・成果を再確認するとともに、課題を整理することで、第16回総会に対する活動報告及び方針案とします。

第一に、これまでの潜在的被害の掘り起こし及び患者・家族に対する支援の経験と実績をもって、殺到する相談や問い合わせに対応してきました。

昨年―第15回総会議案に書いたように、2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）の開催と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（2004年2月）、中皮腫・じん肺・アスベストセンター（2003年12月）の設立は、クボタ・ショックを迎える備えであったとも言えそうです。アスベストセンターは、クボタ・ショック以前から増加し始めていたアスベスト関連の全国からの相談に対応して、「アスベスト問題専門の全国的相談窓口」としてつくられたものです。

各地からの具体的な相談に対しては、全国安全センターネットワーク等をフル稼働させて対応する体制になっています。全国安全センター＝地域安全センターの全国ネットワークとアスベスト問題専門の全国的相談窓口という「受け皿」が曲がりなりにもできていたことは重要だったと考えています。当初の数か月間、アスベストセンターと主要な地域安全センターの電話はほとんど鳴りっぱなしの状態が続きました。

しかも、受け身の対応に終わるのではなく、毎年恒例の全国安全センターとしての全国一斉ホットラインを、問い合わせ等が一段落したかに見えた2005年12月9～10日に実施し、2日間で494件の相談を受け付けました。さらに石綿健康被害救済新法の申請受け付け開始に合わせて再度実施すべきだという各地からの提起を受けて、2006年3月20～22日にも全国一斉ホットラインを実施し、この3日間だけで805件もの相談が寄せられています。いずれも「アスベスト健康被害ホットライン」と銘打って行ったもので、きわめてタイムリーなものでした。

全国安全センターは、2003年度から、「労災職業病なんでも無料電話相談専用フリーダイヤル」（0120-631202）をスタートさせ、全国一斉ホットライン実施期間以外であってもいずれかの地域安全センターにつながるようになっているので、相談専用フリーダイヤルの番号がメディア等で伝えられることの効果は持続的なものとなります。もちろん、アスベスト被害以外の相談や問い合わせにも応じています。

第二に、患者と家族の会と連携、協力しながら、患者・家族の団結と組織化を促進してきました。

患者・家族自らが立ち上がることの重要さ、インパクトの大きさを、今回のアスベスト問題はあらためて実証しています。そして、この間、地域安全センターに相談を寄せられた方々に患者と家族の会を紹介し、その会員は増え続けています。

患者と家族の会の支部は、関東支部、横須賀支

部、関西支部に加えて、広島支部（2005年9月29日）、尼崎支部（10月8日）、ひょうご支部（10月29日）、北海道支部（2006年4月22日）、奈良支部（5月21日）、四国支部（5月25日）、東海支部（6月17日）が新たに結成されていますが、各々地元の地域安全センターが全面的に支援しているところです。患者と家族の会の全国的な運営はアスベストセンターが支援し、また、地域安全センターがない地域に対しても、アスベストセンターと協力して支援の体制を確保するよう努めていますが、患者・家族の組織化が、地域安全センターの設立等を促す効果も期待されるところです。

患者と家族の会は、設立後2004年8月14日に独自の要望に基づく初めての厚生労働省交渉を実施していましたが、クボタ・ショックを受けて、2005年7月15日に「国と石綿関連企業に対する要望」を記者会見して発表。政府の縦割り行政を排した取り組みを求めて、内閣府を窓口にした関係府省との合同交渉を同年11月9日、12月15日、2006年4月26日と継続して行っています。12月には新法により救済される方を対象に「アスベスト関連疾患 患者・家族に対する生活実態調査」を実施し、1月13日に報告書も発表しています。

この患者と家族の会の特徴のひとつは、職業病の被害者であるか公害の被害者であるかを問わず、ともに手を携えて活動をすすめていることです。

第三に、現場の事実に基づいて実態、課題と解決の方向性を積極的に提起してきました。

この間、新たな被害事例、新たな問題・課題等としてメディアで流されたニュースの多くが、地域安全センター発であったことはご承知のとおりです。新たな事例が報道されるたびに、さらなる健康被害の掘り起こしがすすむという好循環が生まれました。

世間が目を向けていない課題の提起としては、例えば、一連の報道等によって気がついたときにはすでに時効が消滅してしまっていて労災請求ができないという事案が、クボタ・ショック後1か月の間に大阪・東京・神奈川の相談窓口に寄せられたものだけでも100件近くにのぼることを明らかにしたことが典型的な事例でしょう。メディアが取り上げ、各地の患者・家族が地元出身の国会議員らに時効問題の解決を訴える葉書を出すなどのなかで、あっと言う間に、関係閣僚会合が対処しなければならない重要課題のひとつとして、労災時効問題を位置づけさせることができました。

関係団体とともに、メディアの関心が引かないように、「アピールするネタ」をたえず提供するよう意識的に努力したという面もあります。ただし一方で、もっと打ち出しておくべき課題があった、もっとやれることがあったのではないかと反省する面もあります。

第四に、独自に、また、石綿対策全国連絡会議の中核メンバーのひとつとして、国民的キャンペーンの展開及び国会対策等においても重要な役割を果たしてきました。

全国安全センターは、石綿対策全国連絡会議の中心メンバーのひとつとして、この間、代表委員のひとりと事務局長も送り出しています。

1987年に労働組合と市民団体、アスベスト問題に関心を寄せるその他団体・個人によって設立された石綿対策全国連絡会議は、これまでの日本におけるアスベスト問題を切り拓き、患者と家族の会結成に至る2年間にわたる準備を支援し、また、2004年11月の世界アスベスト東京会議（GAC2004）の開催を支えてきました。（しかし、乏しい財源と諸団体・個人のボランティアに支えられる体制では、「アスベスト問題専門の全国的相談窓口」の機能まで担うことは困難であり、アスベストセンターの設立が必要とされたわけです。）

石綿対策全国連絡会議は2005年4月13日の第18回総会で、「草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていく」という方針を確認しました。

その直後に、クボタ・ショックによって、ただちにその真価が問われることになったわけですが、全国連は自らに課したのにふさわしい役割を果たしたと考えています。

7月26日の「アスベスト問題に係る総合的対策に関する提言」、総選挙時の政党に対する公開質問状、9月15日の「アスベスト新法に対する緊急の意見表明等によって、まさに世論をかたちづくり、また、100万人署名運動と、1月21日の国会緊急集会、30日の国民決起集会・国会請願デモ等を通じて国民的キャンペーンを展開しました。

この間、連合、全労連、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議や弁護士会等が提言や方針を明らかにしましたが、いずれも全国連が提起してきた内容に沿ったものであり、そういう面でも、「すべてのアスベスト被害者に公正な補償！ アスベスト対策基本法の制定!」というスローガンに集約される「国民の声」を作り上げることができたと考えます。さらに、これらの団体の代表を1月21日の国会緊急集会、30日の国民決起集会に迎えて連携・協力を確認し、アスベスト問題に取り組む輪をより広げることができました。これは、GAC2004の賛同団体に広範な多数の団体が名を連ねたという実績を前進させたということでもあります。

国会対策等も、可能な限り全国連内外の諸団体等と連携をとりながらすすめられました。結果的に1,871,473筆に達した100万人署名の請願の紹介になっていただいた国会議員の数は150名を超えました。クボタ・ショック直後にあったアスベスト問題に取り組むための超党派議員懇をつくろうという機運は、与党内の一部の動きによってつぶされたと伝えられ、とくに総選挙での自民党の圧勝後は与党内の壁は厚かったわけですが、ワーカーズ・メモリアルデーの4月28日に発表された「アスベストの世界的禁止を要求する世界の国会議員の共同アピール」には、公明党も含めた四党の日本の国会議員も名を連ねています。

第五に、尼崎クボタ周辺住民のアスベスト公害の因果関係の解明と企業責任の追求を並行してすすめ、公害としてのアスベスト被害に対処するモデルを示してきました。

発端となった尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺住民のアスベスト公害に関して、百名を超す患者・家族が患者と家族の会尼崎支部を結成して団結し、支援の患者と家族の会関西、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センターと一体となって、加害企業クボタの責任追求に当たることができたことも特筆すべきことです。

労災保険給付に加えて1,500～3,200万円の企業内上積み補償が支給される職業曝露の被害者（クボタの労働者）と同等の補償を環境曝露の住民被害者にも実現させることを基本目標にクボタとの集団交渉に臨み、短期間のうちに2,500～4,600万円の救済金支払いのルール確立で合意に達することができたことも画期的でした。因果関係を明言していないことも含め積み残しの課題があることは事実ですが、「職業曝露の被害者と同等の補償を実現」と言ってよい内容ではないかと評価できます。

このことに加えて、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター等が早い段階で研究者に因果関係の科学的解明を依頼し、研究者が事態の重大性を受け止めてこれに応え、年末から年度末にかけてその結果がまとめられ、公表されたことの意義をあらためて確認すべきです。

クボタ・ショックまでに確認できていた住民中皮腫患者は療養中3名、死亡2名の計5名でしたが、主だった地域安全センター関係者等が緊急に尼崎に集まって情報と認識を共有し合った2005年7月16日の時点で、その数はすでに38名になっていました。地域安全センター等に連絡のあったこれらの患者・家族に研究者が面談してもらい職歴・居住歴や医学情報等を確認、分析するという作業が開始されたのです。年度末の時点を一区切りにまとめられた報告書―車谷典男・熊谷信一『尼崎市クボタ旧神崎工場周辺に発生した中皮腫の疫学評価』は、2006年6月号で紹介してあります。

この調査結果は、第一に、クボタ・アスベスト公害の因果関係について私たち自身、そして人々に確信を与え、第二に、そのことによってクボタから責任回避の逃げ場をなくして、上述の救済金支払いルールの合意確立を促進するとともに、第三に、国や自治体の対応のまずさを浮き彫りにしました。

在野のイニシアティブでこのように短期間のうちに科学的な因果関係解明の努力がなされたことの意

義はどれだけ強調しても、しすぎることはないと思います。国や自治体がまずなすべきことのひとつもこれだと思われるのですが、国や自治たちにはその意志があるのかどうかすらもいまだ定かではありません。これは今回のアスベスト問題に限ったことではないと考えられることからも、一層、在野のイニシアティブが重要になってくるわけです。

車谷・熊谷報告の分析対象者の約6割が尼崎市から転出していたことから、尼崎市・兵庫県内で届け出られた死亡診断書だけを対象にしている環境省・尼崎市の調査の限界がすでに露呈していることにもなります（適切に行われれば、車谷・熊谷報告を補強することはできるでしょう）。

2006年7月1-2日に名古屋で開催された全国安全センターのアスベスト相談事例検討会では、市町村別の中皮腫死亡者数すらいまだ公表されていないことの問題点と公表させることの重要性が議論されました。尼崎以外の地域におけるアスベスト公害の現状把握及び因果関係解明の鍵となるからです。

企業責任という面でも、クボタ以外についてはすべてこれからの課題です。とりわけ、住民被害が報告され、見舞金・弔慰金をすでに払い、住民検診の結果も工場周辺のアスベスト曝露の事実を示しているにもかかわらず、クボタの水準を値切った救済金支払いを一方的に発表して、金を払うのだから文句ないだろうとばかりに、患者・家族や住民への謝罪と話し合いの道を避けようとしているニチアス、竜田工業に対する責任追求の取り組みが重要です。

第六に、当初から職業病と公害の同根性を強調し、双方の被害者、及び労働者と住民の連帯を訴え、促進してきました。

日本と世界の公害問題に取り組むなかで早くからこの点を指摘してきた故田尻宗昭、原田正純先生に議長を努めていただき、鈴木武夫先生に顧問をお願いしてきた私たちは、クボタ・ショック直後から、アスベスト被害は職業病と公害が根っこが同じ、ひっくるめて産業災害とでも呼ぶべきものだと強調してきました。また、石綿対策全国連絡会議は、結成当初から、アスベストを労働問題の枠に閉じ込めることなく、労働者と住民が一体となって総合的な対策を確立すべきであると訴えてきました。

私たちは今こそ、これを主張から行動へ、運動へとかたちにしていかなければならないときだと考えます。公害、薬害、職業病被害者の共同闘争、被害者・家族、住民、労働者と労働組合の共同闘争としての取り組みを展望していきたいと考えています。

第七に、2004年世界アスベスト東京会議の成功を支えた草の根国際交流を発展させながら、地球規模でのアスベスト問題の解決に向けた国際的努力との連携を図ってきました。

第16回総会議案に書いたように、「GAC2004は、この間のアジアの労働安全衛生NPOとの相互交流、アスベスト問題に取り組む世界の諸団体・個人との連絡・連携を集約する場ともなりました」。

そして、「GAC2004の成果と新たな出会いを跳躍台として、草の根国際交流を一層促進していきます」としたわけですが、クボタ・ショックとそれに対して日本がどのような対応をとるのかは、国際的にも注目されました。

残念ながら、石綿健康被害救済新法を含めてこの間の国の対応に、世界に見本として示せるような内容はないままに終わっており、結局、日本のように対策が後手に回ると、職業病としてだけでなく公害も含めたアスベスト被害の激増と社会的パニックに見舞われることになるという負の教訓を提起する立場のままです。ただし、ここにまとめているような在野の一私たちの取り組みのいくつかについては、参考になるという評価をいただいています。

2006年6月の第95回ILO総会は、地球規模での禁止を促進する「アスベストに関する決議」を採択しました（7月号51頁参照）。労働組合をはじめとしたアスベスト問題に取り組む世界の諸団体・個人の力でかちとった重大な到達点です。ここに至る重要なステップとしてGAC2004があったことを、世界の主要な関係者らが認めています。

そして、GAC2004を直接引き継ぐようなかたちでの最初のアジア・アスベスト会議が、7月26-27日にタイ・バンコクで開催されます。その前にILO決議が

採択されたことは、絶妙のタイミングと言えるでしょう。

第二、第三のアジアでの取り組み、そして2008年に予定される南アフリカでの世界アスベスト会議（GAC2008）に向けて、地球規模でのアスベスト禁止の実現を展望していくことはもはや夢ではなくなったと言えます。向こう2年間の取り組みが決定的に重要になっています。全国安全センターとしても、草の根の労働安全衛生団体との連携強化を基軸に、最善の努力を尽くしていきたいと思います。

石綿被被害救済新法等について

これまで成果に焦点をあてて書いてきました。しかし、石綿健康被害救済新法は、「すべてのアスベスト被害者に公正な補償」の実現にはほど遠く、「アスベスト対策基本法の制定」の目途もたっていません。アスベスト問題は、日本においても、決して終わってはいないのです。

クボタ・ショック一周年のメディアの報道ぶりに接して気になった一気がついた点があります。それは、いろいろ問題はあるにせよ、何の救済もないゼロだったのだから、ないよりはまし、石綿健康被害救済法ができたのはよいことじゃないかという論調です。

実は、国会での法案採択の舞台裏でも、これは重要なポイントでした。政府・与党が、まさにこのロジックで、野党は審議であれこれ言っても最後は反対できないだろうとタカをくくっていたことは明らかです。在野の大方の見方もそうだったと言って間違いないでしょう。

私たちが国会審議の最終段階で言ってきたことは、当事者—患者・家族らの参加なしにつくられた法案が、与党絶対多数のもとで絶対不変のものなのか、それとも変わり得るものなのかということを示すことが決定的に重要だということでした。

各党の関係者は各々真剣に問題を考えてくれたと感じています。衆議院の環境委員会で修正案を提出できる立場にあった野党は民主党だけでしたが、①療養手当の加算、②就学援護等の措置に係る規定の追加、③見直し検討を3年以内にという修正案をぎりぎり譲れない最小限の要求として提出し、それすら受け入れられなかったことから救済新法案に反対。結果的に本会議、参議院段階も含めて、民主党、共産党、社民党は救済法案に反対しました。そして私たちは、この野党の姿勢を支持しています。

前述のような論調のメディア関係者に、そういう採択の結果を知っているかと聞くと、知らない、または覚えていないという答えが返ってくることに唖然とさせられます。「ないよりはましだから野党も賛成したはず」と思い込んでいる場合すらあります。そのようなメディアに対しては、1987年の学校パニック時の二の舞を踏まないよう警告する必要があるでしょう。

私たちは、石綿健康被害救済新法の5年後（以内）の部分的な見直しではなく、作り直しとアスベスト対策基本法の制定が必要であると考えています。

企業と国の責任追求について

職業病と公害を問わず、アスベスト企業に対する責任追求の取り組みは始まったばかりです。

この面ではすでに各地の地域安全センター等の努力を含めて、一個人または一家族での取り組み、尼崎のように患者・家族の集まりによる取り組み、あるいは造船や旧国鉄のアスベスト被害のように、患者・家族の集まりを労働組合がバックアップするかたちでの取り組みなど、様々なパターンが試みられています。

また2005年7月には、アスベストセンター（東京）や関西労働者安全センター（大阪）等と協力しながらアスベスト被害救済のための訴訟、法律相談活動に取り組んできた弁護士を中心に、アスベスト訴訟関東弁護団、アスベスト訴訟関西弁護団がそれぞれ結成されています。アスベストセンターも「法律プロジェクト」をおいて、法律相談を必要とする方たちの相談に応じる体制をとっていますが、今後、アスベスト訴訟が増加することも間違いありません。泉南で開始された訴訟のように、国の責任が司法の場で問われることも必至です。

アスベスト問題の取り組みを通じて、地域安全センターの拡大及びそれにつながる動きがでてきていることを大事にしながら、全国安全センターの拡大・強化も追求していきます。

【→9頁から続く】

労補発第01201001号）

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（1999年9月14日付け基発第544号）に当てはめるセクシャルハラスメントの概念、内容、判断指針による評価の留意点が示された（2006年1・2月号28頁参照）

③　胸腹部臓器の障害等級表及び障害等級認定基準の一部改正等

2006年1月25日付け基発第0125001号「労働基準法施行規則及び労災保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び同日付け基発第0125002号「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」により、障害等級表と障害等級認定基準の一部が改正され、2006年4月1日から施行された。

また、胸腹部臓器の障害に係るアフターケアについても、同日付け基発第0125003号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について」により、新設・拡充が図られた。

④　通勤災害保護制度の改正

2006年4月1日から改正労災保険法が施行され、新たに、複数の事業主に雇用される者の事業場間の移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動が、通勤災害保護制度の対象として追加された（2006年3月31日付け基発第0331042号「労災保険法の一部改正及び労災保険法施行規則及び労災保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について」）。

⑤　振動障害に係る検査項目及び検査手技等の見直し

「振動障害の検査指針検討会報告書」がまとめられた（http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/s0301-3.html）ことを受けて、振動障害に係る検査項目及び検査手技を見直す通達が発出される予定になっており、この問題も7月20日に実施予定の本年度の厚生労働省交渉で取り上げる予定である。

⑥　労災隠し対策

第163回特別国会の衆参厚生労働委員会で対策を推進すべき旨の附帯決議がなされていることから、労災隠し対策について、周知・広報等の方策を含めた通達が発出されることとなっている。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、各地の地域安全（労災職業病）センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●購読会費：1部年額10,000円（複数割引あり）
●見本誌を請求してください。

安全センター情報

2005年度収支決算案

2005年4月1日から2006年3月31日

1） 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,860,000	1,830,000	30,000	2,000,000	▲ 140,000
賛助会費	4,911,000	4,272,000	639,000	5,000,000	▲ 89,000
購読会費	519,200	479,200	40,000	800,000	▲ 280,800
寄付金収入	630,000	590,000	40,000	800,000	▲ 170,000
資料頒布費	68,778	39,790	28,988	300,000	▲ 231,222
雑収入	1,527,381	2,685,002	▲ 1,157,621	1,500,000	27,381
前期繰越金	584,788	398,977	185,811	584,788	0
合計	10,101,147	10,294,969	▲ 193,822	10,984,788	▲ 883,641

2） 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,923,557	4,005,384	▲ 81,827	4,200,000	▲ 276,443
活動費	964,890	684,260	280,630	700,000	264,890
印刷費	2,113,333	2,066,311	47,022	2,400,000	▲ 286,667
通信運搬費	817,822	962,911	▲ 145,089	1,000,000	▲ 182,178
什器備品費	277,333	485,954	▲ 208,621	500,000	▲ 222,667
図書資料費	141,175	249,240	▲ 108,065	300,000	▲ 158,825
消耗品費	276,868	119,186	157,682	200,000	76,868
会議費	401,630	1,120,915	▲ 719,285	1,000,000	▲ 598,370
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑費	169,360	16,020	153,340	100,000	69,360
予備費	0	0	0	484,788	▲ 484,788
小計	9,085,968	9,710,181	▲ 624,213	10,984,788	▲ 1,898,820
次期繰越金	1,015,179	584,788	430,391		
合計	10,101,147	10,294,969	▲ 193,822		

貸借対照表（2005年3月31日現在）

1） 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	154,454		237,177	
預金				
普通預金（東京労働金庫）	351,949		306,753	
普通預金（富士銀行）	26,628		7,428	
郵便振替	482,148		33,430	
資産合計		1,015,179		584,788

2） 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	1,015,179		584,788	
正味財産合計		1,015,179		584,788
負債及び正味財産合計		1,015,179		584,788

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

『明日をください』

アスベスト公害と患者・家族の記録
今井 明 写真・文

発行／『明日をください』出版委員会
B5版108ページ／定価1500円（送料別）
（郵便振替口座「明日をください」出版委員会
口座番号 00100-4-631175）

連絡先
■中皮腫・じん肺・アスベストセンター
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル 5F
TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766
E-mail info@asbestos-center.jp

2006年度収支予算案

2006年4月1日から2007年3月31日

1） 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,860,000	140,000	2,000,000	0
賛助会費	5,000,000	4,911,000	89,000	5,000,000	0
購読会費	800,000	519,200	▲ 280,800	800,000	0
寄付金収入	800,000	630,000	170,000	800,000	0
資料頒布費	300,000	68,778	231,222	300,000	0
雑収入	1,500,000	1,527,381	▲ 27,381	1,500,000	0
前期繰越金	1,015,179	584,788	430,391	584,788	430,391
合計	11,415,179	10,101,147	1,314,032	10,984,788	430,391

2） 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,200,000	3,923,557	276,443	4,200,000	0
活動費	1,000,000	964,890	35,110	700,000	300,000
印刷費	2,400,000	2,113,333	286,667	2,400,000	0
通信運搬費	1,000,000	817,822	182,178	1,000,000	0
什器備品費	500,000	277,333	222,667	500,000	0
図書資料費	300,000	141,175	158,825	300,000	0
消耗品費	300,000	276,868	23,132	200,000	100,000
会議費	400,000	401,630	▲ 1,630	1,000,000	▲ 600,000
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	169,360	30,640	100,000	100,000
予備費	1,015,179	0	1,015,179	484,788	530,391
合計	11,415,179	9,085,968	2,329,211	10,984,788	430,391

全国安全センター情報公開推進局ホームページ

http://www.joshrc.org/~open/

2006年度役員体制案

議長	天明佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副議長	浜田嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
	吉川照芳	(元労働基準監督官、前置賜労働基準協会専務理事)
運営委員	西畠正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西田隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷杉郎	(専従)
事務局次長	西野方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	榊原悟志	(名古屋労災職業病研究会、情報公開推進局)
	片岡明彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五島正規	(前衆議院議員)
顧問	鈴木武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田正純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井上浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

賛助会員 定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。
賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、1口1万円で1口以上です。「安全センター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年1口1万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 東京労働金庫田町支店「(普)7535803」
● 郵便振替口座「00150-9-545940」
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

安全センター情報目次
2005年度

特集目次

■1990年度特集目次
- 6・7月号　全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号　精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号　夜勤・交代制労働
- 10月号　アスベストによる健康被害
- 11月号　出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号　改正労災保険法施行通達
- 1月号　なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号　対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号　じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号　外国人労働者の労災白書
- 増刊号　脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次
- 4月号　労働相談活動の中の労災問題
- 5月号　労働時間をめぐる問題
- 6月号　アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号　全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号　参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号　過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号　派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号　じん肺裁判判決
- 1月号　ILOマニュアルの活用
- 2月号　アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号　腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次
- 4月号　労災補償制度の改革
- 5月号　外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号　労災補償制度の改革　2
- 7月号　アスベスト110番・規制法
- 8月号　追悼・佐野辰雄先生
- 9月号　快適職場形成促進事業
- 10月号　職場の化学物質対策
- 11・12月号　総特集／職場改善トレーニング
- 1月号　建設業の労災防止対策
- 2月号　「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号　エイズを知る

■1993年度特集目次
- 4月号　産業医のあり方を考える
- 5月号　労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号　外国人労働者の労働災害　93
- 増刊号　化学物質危険有害性表示制度
- 7月号　第13回世界労働安全衛生会議
- 付録　全国安全センター第4回総会議案
- 8月号　外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号　原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号　行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号　職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号　第1回日韓共同セミナー
- 2月号　レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号　農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次
- 4月号　感染症の労災認定
- 5月号　週40時間労働制の実施へ
- 6月号　長崎じん肺最高裁判決
- 7月号　参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号　全国安全センター第5回総会議案
- 8月号　ヘルス・プロモーション
- 9月号　慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号　職場が変わるか ①PL法
- 11月号　職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号　職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号　職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号　災害補償の官民格差
- 3月号　阪神大震災

■1995年度特集目次
- 4月号　脳・心臓疾患認定基準
- 5月号　鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号　アスベストをめぐる国際状況

安全センター情報目次

7月号　産業保健のあり方
7月増刊号　全国安全センター第6回総会議案
8月増刊号　韓国の過労死
8・9月号　総特集／第2回日韓共同セミナー
10月号　行政手続法と労働基準行政
11月号　改正労災保険法
12月号　頸肩腕症候群予防対策
1・2月号　アジアの産業災害
3月号　小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次
4月号　国際規格化と労働安全衛生
5月号　介護補償給付の創設
6月号　行政機関との交渉報告
7月号　指曲がり症の不服審査
8月号　「労働者」の判断基準
9月号　全国安全センター第7回総会議案
10月号　外国人労災損害賠償裁判判決
11月号　改正労働安全衛生法
12月号　国際規格化と労働安全衛生 2
1・2月号　VDT労働ホットライン／電磁波
増刊号　改正労働安全衛生法ハンドブック
3月号　時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次
4月号　改正健康保持増進指針
5月号　じん肺をめぐる課題
6月号　化学物質管理の新たな動向
7月号　石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
8月号　ダイオキシンとホルモン様物質
9月号　労基法施行50周年と労働行政
10月号　労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
11月号　人間工学からみた交通事故対策
12月号　職場のストレス対策
1・2月号　アジア・ヨーロッパ情報
3月号　第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次
4月号　全国安全センターの労働省交渉
5月号　過労自殺の労災認定
6月号　POSITIVEセミナー
7月号　労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
8月号　船舶解撤作業の安全・健康対策
9月号　第7回田尻賞表彰式
10月号　働く女性の健康が危ない
11月号　21世紀をめざす参加型安全衛生活動
12月号　アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
1・2月号　粉じんの発がん性―木材・シリカ
3月号　中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次
4月号　全国安全センターの労働省交渉
5月号　焼却場労働者のダイオキシン曝露
6月号　働く女性の健康と権利
7月号　労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
8月号　労働安全衛生マネジメントシステム
9月号　2000年問題と職場の安全・健康
10月号　被災者のための医療機関―アジア
増刊号　働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
11月号　精神障害・自殺の労災（公災）認定基準
12月号　ヨーロッパ労災職業病会議
1・2月号　筋骨格系疾患と人間工学基準
3月号　労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次
4月号　介護労働と健康／アジア・ネットワーク
5月号　全国安全センターの労働省交渉
6月号　労災補償制度改革への提言
7月号　職場のストレス対策
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
9月号　労働安全衛生の国際潮流
10月号　第9回田尻賞表彰式／じん肺肺がん問題の新たな展開
11月号　腰痛公務災害認定で最高裁判決
12月号　世界アスベスト会議
1・2月号　労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
3月号　21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次
4月号　なくせ「労災隠し」
5月号　労働基準行政と情報公開
6月号　厚生労働省交渉／改正労災保険法
7月号　「指曲がり症」判決と労災認定
8月号　機械の包括的な安全基準
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
10月号　じん肺と肺がんに関するシンポジウム
11月号　安全衛生委員会活性化の提言
12月号　ILOのOSH-MSガイドライン
1・2月号　職業病の労災補償
3月号　情報公開法の活用

■2002年度特集目次
4月号　脳・心認定基準専門検討会資料を読む
5月号　情報公開法の活用（続）／VDT作業ガイドライン
6月号　「労災隠し」と労災職業病の記録・届出
7月号　アスベスト被害の将来予測
8月号　アジア・ネットワーク
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
10月号　全国安全センターの厚生労働省交渉

11月号　参加型安全衛生活動の到達点と課題
12月号　労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
1・2月号　アメリカの労働安全衛生運動
3月号　アスベスト禁止への軌跡　2002年

■2003年度特集目次
4月号　改正じん肺法施行規則等の施行
5月号　指曲がり症認定闘争の成果と展望
6月号　第10次労働災害防止計画とILO報告
7月号　ストレス対策の最新動向
8月号　労働安全衛生をめぐる状況　2002→2003
9月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号　PRTR情報とその活用
11月号　労災保険の民営化論議
12月号　「原則禁止」導入後のアスベスト問題
1・2月号　三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
3月号　EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次
4月号　労働安全衛生法の見直しに向けて
5月号　多発性骨髄腫初の労災認定
6月号　GAC2004プレイベント
7月号　労働安全衛生をめぐる状況　2003→2004
8・9月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号　労災職業病相談マニュアル草稿
11月号　職場のメンタルヘルス対策
12月号　台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
1・2月号　時短・安衛・労災法改正の建議
3月号　GAC2004：世界アスベスト会議

■2005年度特集目次
4月号　労災保険率
5月号　労働安全衛生の枠組み
6月号　ワーカーズ・メモリアルデー
7月号　ストレス対策の新アプローチ
8月号　労働安全衛生をめぐる状況　2004→2005
9・10月号　弾けた時限爆弾：アスベスト
11月号　アスベスト対策基本法
12月号　韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
1・2月号　メンタルヘルス／アスベスト新法批判
3月号　石綿健康被害救済新法成立

2005年 4月号（通巻317号）
2005年3月15日発行　74頁　800円

■特集／労災保険率
メリット制と労災隠し
労災保険料率設定検討会資料から考える
関西労働者安全センター事務局長・西野方庸…2
労災保険率の設定に関する方針……13
次期労災保険率改定時に行う事項（案）……14
事業主からの費用徴収制度の運用の改善　……15
石綿障害予防規則
石綿障害予防規則と施行・周知通達等
規則本文と施行通達の対照表……17
周知通達・関連資料……44
パブリック・コメントに対する回答……44
連載35　塩沢美代子「語りつぎたいこと」
香港でのインスタント英語学習……56
【資料】
PCB廃棄物処理作業等の安全衛生対策　……60
廃棄物処理事業のクロルピクリン中毒防止……64
【各地の便り／世界から】
旧国鉄・JRのアスベスト被害
神奈川●元大船工場労働者の中皮腫認定　……66
防音耐火ドア製造据付工
大阪●労働組合の協力で元同僚証言……66
火災報知機取付け作業でも
静岡●労災認定の報は聞いたけれど…　……67
外国人労災訴訟に勝訴判決
大阪●高裁が安全配慮義務認める……68
急性腰痛を逆転公務上
東京●発症2年後の基金審査会裁決……68
急激な港湾労働による腰痛
神奈川●審査請求で障害等級見直し……69
通勤災害と業務災害
厚労省●まぼろしの通達?を入手　……70
労働組合の個人情報保護
厚労省●講ずべき措置の指針を策定……71

2005年 5月号（通巻318号）
2005年4月15日発行　58頁　800円

■特集／労働安全衛生の枠組み
労働安全衛生の枠組み論議は進展するか?
国際的共通の課題
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
ILO第93回総会「OSHのための促進的枠組み」……4
欧州労使・労働関連ストレス枠組み協定　……12
日本・労働安全衛生法等改正案要綱　……15
石綿障害予防規則の解説
石綿全面禁止の促進と既存アスベスト対策の強化
全国安全センター事務局…18
連載36　塩沢美代子「語りつぎたいこと」
香港の労働事情も同時に学ぶ……32

安全センター情報目次

石綿対策全国連絡会議第18回総会議案 …… 36
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
地球的禁止への政治的支持が拡大 ……46
難民キャンプへのアスベスト使用禁止 ……47
【各地の便り／世界から】
職場暴力ガイドラインとその活用
酒井一博●労働科学研究所……49
10周年迎えたPOSITIVE
JILAF●労働組合と安全衛生国際フォーラム ……51
知識人中心に過労死増加?
中国●全人大でも取り上げられる……53
三池の記録マイクロフィルム化
福岡●炭じん爆発事故の教訓世界へ ……54
中皮腫の確定診断日問題
大阪●労働局が問題の通達を撤回……56
アスベストリボンで曝露
千葉●労災認定はされたけれど……56
雇用の無責任がストレスを
東京●誰が責任を取るのか……57
定時制高校生に講義
東京●「健康と労働を考える」をテーマに……57

2005年 6月号 (通巻319号)
2005年5月15日発行 58頁 800円

JR福知山線列車脱線事故
普遍的な教訓を与える重大災害としてのJR事故
組織事故の解明に事故情報の徹底開示を
関西労働者安全センター事務局長・西野方庸… 2
■ワーカーズ・メモリアルデー
使用者責任を通じた予防
全ての者に安全・健康な仕事を
被災者を記念する世界の労働組合の取り組み … 4
屋外作業場等における作業環境管理ガイドライン … 22
連載38 塩沢美代子「語りつぎたいこと」
戒厳令下の韓国が初仕事……37
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
ワーカーズ・メモリアルデーの取り組み ……41
【各地の便り／世界から】
再審査で指曲がり症認定
大阪●回路基盤加工作業の女性労働者 ……46
船員のアスベスト対策急務
岡山●健康管理手帳が交付されない……52
築炉工の胸膜中皮腫労災認定
福岡●曝露暦把握の煩雑さ回避が課題……54
発症時一人親方の中皮腫
広島●労働者時の賃金に基づき補償……55
ハツリじん肺の労災認定進む
沖縄●一層の支援体制強化を追求……56
ジュエリー加工によるじん肺
神奈川●常時粉じん作業と認定 ……56
偽装「派遣」で「労災隠し」
神奈川●南米労働者の労災事故 ……58

2005年 7月号 (通巻320号)
2005年6月15日発行 58頁 800円

■特集／ストレス対策の新アプローチ
対策実施基準アプローチやアクション・チェックリスト
英HSEの対策実施基準アプローチ完全紹介 …… 2
アスベスト: 労働組合の取り組み
世界では地球的禁止を要求、日本の取り組み報告 … 24
旧国鉄・JRのアスベスト被害が始まった
国鉄労働組合・久保孝幸 … 25
戦後復興の影で船員のアスベスト曝露
全日本海員組合・山口守 … 26
水道管付設工事における被害防止・健康調査
全水道/東水労・渡邊洋 … 29
県立高校施設におけるアスベスト問題
日教組/神奈川高教組・藤本泰成 …33
地域労働運動からのアスベストに対する取り組み
自治労/横須賀市職労・森田洋郎 … 35
アスベスト被害補償制度の取り組み
全駐労/神奈川地区本部・紺谷智弘 … 38
労働組合の社会的責任が問われたアスベスト問題
全造船機械・水口欣也 … 42
建設労働者のアスベスト曝露防止と労災補償
全建総連・佐藤正明 … 45
連載39 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」
次も戒厳令下のマニラ訪問 ……46
【各地の便り／世界から】
労働運動の変革と再生のための労働教育
労働教育調査研究会●11月に国際シンポジウム…50
外国人労働者の心筋梗塞
神奈川●月100時間超残業で労災認定……51
タクシー会社の安全配慮義務
神奈川●脳梗塞労災裁判が和解……52
在庫品販売は年度末まで
厚労省●アスベスト禁止の仕方見直しへ……54
顕在化するアスベスト被害
兵庫・三重●関西方面への中皮腫相談増加 ……54
自動車整備作業で中皮腫
東京●ブレーキ等の石綿曝露に今後も注意 ……56
30年前の3年間曝露だけ

福岡●電気工事作業が原因で中皮腫に……56
ディズニーランドの職業病
千葉●パレードダンサー下肢筋骨格系障害……57
被曝労働者に健康手帳を
東京●実現をめざす集会を準備 ……58

2005年 8月号（通巻321号）
2004年8月15日発行 70頁 800円

■特集／日本の労働安全衛生
労働安全衛生をめぐる状況 2004年→2005年
1 労働災害・職業病の統計データ……2
2 労働災害・職業病の発生状況等 ……5
3 労働安全衛生対策……6
4 労災補償対策……8
統計資料……10
2004年度労働基準行政関係通達 ……46
■ 全国安全センター第16回総会議案
第1号議案 活動報告と方針案 ……53
第2号議案 2004年度収支決算案……57
第3号議案 2005年度収支予算案……59
第4号議案 2005年度役員体制案……60
安全センター情報2004年度目次……61
全国安全センター規約・規定 ……67

2005年 9・10月号（通巻322号）
2005年9月15日発行 124頁 1,600円

■ 総特集／弾けた時限爆弾：アスベスト
クボタ・ショック～対策の行方
被害者への補償の確立が急務
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 …2
（社）日本石綿協会への要請と回答 ……56
アスベスト問題総合的対策に関する提言 ……60
政党への公開質問状と回答 ……67
関係閣僚会合「当面の対応」（再改訂版） ……76
連載40 塩沢美代子「語りつぎたいこと」
フィリピンでのさまざまな経験……82
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
欧州アスベスト会議：政策、健康及び人権 ……86
【各地の便り／世界から】
沖縄で第16回総会・フォーラム
沖縄●メンタル対策アクションチェックリストも……89
沖縄で初の石綿肺がん労災申請
沖縄●石綿健康被害相談会に約30件 ……90
JR尼崎脱線事故シンポジウム
東京●犠牲者の生命に応え安全をつくる ……91
筋骨格系疾患の認定数急増
日韓●職業性過労性疾患シンポジウム ……92
中皮腫を2か月で労災認定
北海道●石綿スレート工場の元労働者 ……93
昼夜通し勤務で脳梗塞発症
神奈川●鉄道工事作業員の労災認定 ……94
160時間超す残業で脳出血
東京●契約社員運転手の労災……95
派遣社員の有機溶剤中毒
茨城●インキ会社研究所でDMSO曝露 ……96

2005年 11月号（通巻323号）
2005年10月15日発行 62頁 800円

■特集／アスベスト対策基本法
ノンアスベスト社会実現に向けた戦略示せ
アスベスト対策基本法の提言
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
私案：アスベスト対策基本法骨子案 ……5
ダイオキシン国民会議：
「アスベスト対策基本法」（仮称）の立法提言……16
連合：アスベスト問題に対する取り組み ……27
民主党：
石綿問題の総合的対策推進に関する法律案……34
政策提言「ノンアスベスト社会をつくる」……39
連載41 塩沢美代子「語りつぎたいこと」
日本語の歌知るインドネシア人……43
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
日本における石綿関連がんの労災補償状況……48
アスベスト関連労災補償新通達……52
【各地の便り／世界から】
患者と家族の会ひょうご設立
兵庫●患者・家族ら40名集い ……55
造船アスベスト・ホットライン
全造船機械●2日間で157件の相談 ……56
企業・国任せの対策ではダメ！
神奈川●健康管理手帳も役に立たず……57
千葉労働局の妨害排して認定
北海道●じん肺合併症で岩見沢労基署……58
ガラスリサイクル職場を訪問
東京●5回目のサマーフィールドワーク ……59
環境保護参加型トレーニング
ベトナム●メコンデルタ2005を開催……61

2005年 12月号（通巻324号）
2005年11月15日発行 52頁 800円

安全センター情報目次

■特集／アジア・ネットワーク
韓国の炭鉱地帯、中国の労働NPO
アスベスト対策の進展も期待
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
連載42　塩沢美代子「語りつぎたいこと」
初のアジア女子労働者国際集会 ……20
データで見る：クボタ尼崎アスベスト被害の拡がり
工場内の被害：クボタ開示資料 ……24
住民被害：中皮腫患者の疫学調査……34
【最近の行政通達】
安全衛生法・労災保険法・時短促進法の改正……36
未手続事業者に対する費用徴収制度の強化……40
戦傷病者のアスベスト疾患、援護法による対応 ……43
【各地の便り／世界から】
患者と家族の会尼崎支部結成
兵庫●クボタに力を合わせて対応 ……45
患者と家族の会署名活動開始
兵庫・奈良●100万人達成めざし地域から……45
メール着信記録で過重労働立証
埼玉●和菓子職人 32歳の過労死 ……46
会社は偽の勤務表を提出
東京●空調工事技師の脳出血労災で……47
港湾労働者の障害等級変更
神奈川●審査請求で原処分取り消し ……48
職場の人権―セクハラ・パワハラ
東京●金子雅臣さん招き学習会 ……49

2006年 1・2月号 (通巻325号)
2006年1月15日発行　98頁　1,600円

■ 特集／メンタルヘルス
メンタルヘルス改善チェックリスト……91
活用の手引き―グループワークの進め方……4
メンタルヘルス―働く人たちの意見から ……10
政府の自殺予防に向けた総合的な対策……17
人事院のストレス・自殺予防対策等報告書 ……21
日本における石綿関連がんの労災補償状況……30
■ 緊急特集／アスベスト新法批判
救済新法と四法改正、「総合対策」に関する見解
通常国会での審議に注目を……29
連載　塩沢美代子「語りつぎたいこと」
アジアの女子労働者の賃金比較表 ……64
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
ILO：アスベスト禁止を世界に広める課題 ……65
さらに3か国政府がアスベスト禁止へ ……67
船舶解撤問題世界的解決への共同宣言 ……68
労働安全衛生分野におけるリスク
アセスメントに関する専門検討会報告書 ……71
【各地の便り／世界から】
全国一斉ホットラインに500件超す相談
全国安全センター●アスベスト健康被害依然続く …81
アメリカの参加型活動に学ぶ
東京●カリフォルニアのリンダ・デルプさん迎え ……84
環境大臣が尼崎で患者・家族と面談
兵庫●「崖から飛び下りる」決意示したが… ……86
石綿障害予防規則違反は5.5%
厚労省●重点的監督指導の結果公表……88
右腕切断労災訴訟が和解
大阪●障害3級のブラジル人労働者 ……89
訪問先の労使代表も参加
東京●第13回東京労働安全衛生学校 ……89

2006年 3月号 (通巻326号)
2006年2月15日発行　76頁　800円

■ 総特集／石綿健康被害救済新法成立
187万人の声無視した「隙間」だらけの「救済」法
全被害者への正義実現は継続課題
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
1.23 国会緊急集会要請書……16
1.30 国民決起集会アピール……17
100万人署名最終報告・御礼と今後の課題 ……18
労災補償と新法による救済の比較表 ……22
石綿健康被害救済法（法律第4号）……23
衆参環境委員会における附帯決議……43
石綿健康被害救済法施行令……45
石綿による健康被害の救済について（案）
石綿対策全国連の意見及び回答……50
連載43　塩沢美代子「語りつぎたいこと」
国連・国際婦人年の活動につながる……65
【各地の便り／世界から】
「一橋大学レイバー・フォーラム」が発足
東京●実践家や研究者が集い、学べる場 ……69
謝罪と補償へ一歩前進
兵庫●クボタ・アスベスト公害……72
新法成立待たず時効不支給
神奈川●時効問題解決の意思なし……73
結論出ていても動かず
神奈川●胸膜プラーク所見のない中皮腫 ……73
石綿被害から県民を守る会
香川●労働団体等が協力して結成 ……74
眼精疲労・乾燥性角膜症労災認定
大阪●短期業務でも過重負荷を評価 ……76

全国安全センター規約 規定

規　約

第1章　総　則

第1条　このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条　このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条　このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条　このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
(2)　労働安全衛生活動の交流、相談
(3)　地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
(4)　資料の収集と提供、機関紙等の発行
(5)　労働安全衛生等に関する教育、研究
(6)　内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
(7)　その他目的を達成するために必要な事業

第2章　会　員

第5条　このセンターの会員は、次の3種とする。

(1)　地域センター会員　このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
(2)　賛助会員　このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者
(3)　名誉会員　このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条　地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条　地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条　会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

(1)　会員自ら退会を申し出たとき。
(2)　会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
(3)　地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
(4)　その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

第9条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

第10条　このセンターに次の役員を置く。

(1)　議長　　1名
(2)　副議長　　若干名
(3)　事務局長　1名
(4)　事務局次長　若干名
(5)　運営委員　若干名
(6)　監事　　2名

第11条　議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条　役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条　議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条　このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条　議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章　総会及び運営委員会

第16条　総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条　総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条　運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章　会　計

第19条　このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条　このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条　このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附　則

第22条　この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条　この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定の基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条　地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条　賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条　地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の講読料が含まれるものとする。

附　則　この会費規定は1990年5月12日より実施する。
1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条　全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部　年額10,000円	6部　年額45,000円
2部　年額19,000円	7部　年額49,000円
3部　年額27,000円	8部　年額52,000円
4部　年額34,000円	9部　年額54,000円
5部　年額40,000円	

10部以上　1部につき年額6,000円

第2条　購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附　則　この会費規定は1991年6月2日より実施する。

東　京	●NPO法人 東京労働安全衛生センター 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	E-mail center@toshc.org TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766
東　京	●三多摩労働安全衛生センター 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5	TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024
東　京	●三多摩労災職業病研究会 〒185-0012国分寺市本町4-12-14三多摩医療生協会館内	TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663
神奈川	●社団法人 神奈川労災職業病センター 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505	E-mail k-oshc@jca.apc.org TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948
群　馬	●ぐんま労働安全衛生センター 〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14	E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp TEL(027)322-4545 /FAX(027)322-4540
新　潟	●財団法人 新潟県安全衛生センター 〒951-8065 新潟市東堀通2-481	E-mail KFR00474@nifty.com TEL(025)228-2127 /FAX(025)224-8825
静　岡	●清水地域勤労者協議会 〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8	TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889
愛　知	●名古屋労災職業病研究会 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1	E-mail roushokuken@be.to TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420
三　重	●三重安全センター準備会 〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内	E-mail QYY02435@nifty.ne.jp TEL(059)225-4088 /FAX(059)225-4402
京　都	●京都労働安全衛生連絡会議 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F	E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145
大　版	●関西労働者安全センター 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602	E-mail koshc2000@yahoo.co.jp TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278
兵　庫	●尼崎労働者安全衛生センター 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付	E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
兵　庫	●関西労災職業病研究会 〒660-0803尼崎市長洲本通1-16-17阪神医療生協長洲支部	TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
兵　庫	●ひょうご労働安全衛生センター 〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号	E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172
広　島	●広島労働安全衛生センター 〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル	E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4123
鳥　取	●鳥取県労働安全衛生センター 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内	TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090
徳　島	●NPO法人 徳島労働安全衛生センター 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内	E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113
愛　媛	●NPO法人 愛媛労働安全衛生センター 〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15	E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)34-5667
愛　媛	●えひめ社会文化会館労災職業病相談室 〒790-0066 松山市宮田町8-6	TEL(089)931-8001 /FAX(089)941-6079
高　知	●財団法人 高知県労働安全衛生センター 〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28	TEL(088)845-3953 /FAX(088)845-3953
熊　本	●熊本県労働安全衛生センター 〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック	E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177
大　分	●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター 〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)	E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833
宮　崎	●旧松尾鉱山被害者の会 〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14	E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404
鹿児島	●鹿児島労働安全衛生センター準備会 〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F	E-mail aunion@po.synapse.ne.jp TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701
沖　縄	●沖縄労働安全衛生センター 〒900-0036 那覇市西3-8-14	TEL(098)866-8906 /FAX(098)866-8955
自治体	●自治体労働安全衛生研究会 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階	E-mail sh-net@ubcnet.or.jp TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

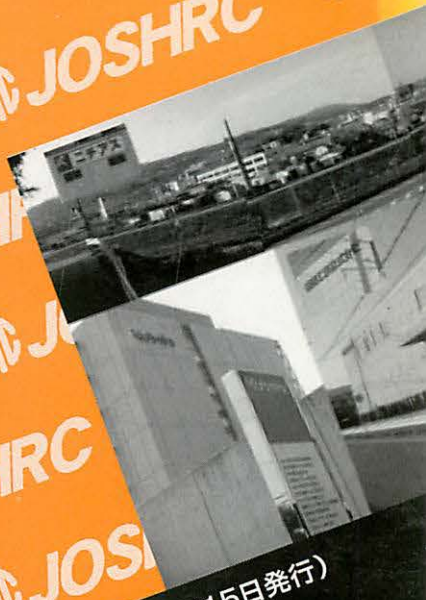

安全センター情報2006年8月号（通巻第331号） 2006年7月15日発行（毎月1回15日発行）
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
TEL（03）3636-3882 FAX（03）3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/